

松山市公共施設等総合管理計画

平成29年2月策定
(令和4年3月一部改訂)
(令和5年5月一部改訂)
松山市

目 次

第1章 計画策定の目的等	1
1. 背景	1
2. 目的	1
3. 対象施設	1
4. 計画の位置付け	2
5. 計画の期間	2
第2章 本市の現状と課題	3
1. 人口等の将来展望	3
2. 財政状況	4
3. 公共施設の現況と課題	7
4. インフラ施設の現況と課題	9
【インフラ施設（一般会計施設）】	9
【インフラ施設（公営企業施設）】	18
第3章 公共施設等の管理に関する基本的な方針	29
1. 基本理念及び基本的な方針	29
2. 管理に関する基本的な考え方	30
3. 施設類型ごとの取組の方向性	35
(1) 公共施設	35
(2) インフラ施設【市道】	37
【河川】	38
【農業施設】	39
【林道】	39
【港湾施設】	40
【漁港施設】	40
【上水道事業】	41
【簡易水道事業】	42
【工業用水道事業】	42
【下水道】	44

第4章 計画の推進について	45
1. フォローアップ	45
2. 取組体制について	45
3. 固定資産台帳の活用	45
4. 市民との協働	45
第5章 有形固定資産減価償却率の推移及び維持管理・更新等に係る経費の見込み	46
1. 有形固定資産減価償却率の推移	46
2. 今後10年間の維持管理・更新等に係る経費の見込み	46
【公共施設（一般会計）】	46
【インフラ施設（一般会計）】	47
【インフラ施設（企業会計）】	48
【(参考) その他施設（特別会計法非適用企業）】	49

令和5年4月一部改訂について

○今回の改訂は、次の総務省からの通知に基づき行うもの。

- ・ H30. 2. 27 付「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針の改訂について」
- ・ H30. 2. 27 付「公共施設等総合管理計画の更なる推進のための留意点について」
- ・ H30. 4. 25 付「公共施設等の適正管理の更なる推進について」
- ・ R3. 1. 26 付「令和3年度までの公共施設等総合管理計画の見直しに当たっての留意事項について」
- ・ R4. 4. 1 付「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針の改訂等について」

○主な改訂内容は、次のとおり。

- ・ 第3章に脱炭素化の推進について追記。

第1章 計画策定の目的等

1. 背景

本市では、これまで人口増加への対応や住民生活の向上・地域経済の活性化等を目的として学校、市営住宅、市民利用施設などの公共施設や道路、河川、下水道施設などのインフラ施設を数多く整備してきました。しかし、これらの施設の多くが老朽化に伴う更新や改修時期を迎え、多額の経費が必要となることが見込まれています。

一方、今後の少子高齢化の進行などにより、公共施設等に求められるニーズの変化が予想されることから、公共施設等を効果的・効率的に活用し、必要な公共サービスを持続的に提供しつつ、財政負担の軽減・平準化を図っていくことが求められています。

このような状況から、本市では、平成26年2月に「公共施設マネジメント基本方針（以下「基本方針」という。）」を策定し、公共施設の今後のあり方について、基本的な方向性を定め、より具体化した計画として「公共施設再編成計画」（以下「再編成計画」という。）の策定に取り組んできました。

一方、国においても平成25年12月に国や地方公共団体等が一丸となってインフラの戦略的な維持管理・更新等を推進する「インフラ長寿命化基本計画」を策定し、翌26年4月には、総務省から各地方自治体に公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するため、「公共施設等総合管理計画」の策定について要請がありました。

そこで、本市では、総務省から要請がある以前から同様の取組を行ってきた経緯から、基本方針及び再編成計画を基に各インフラ系施設の情報を新たに追加再編成して「松山市公共施設等総合管理計画（以下「総合管理計画」という。）」を策定しました。

2. 目的

総合管理計画は、将来世代に大きな負担を強いることなく、持続可能な市民サービスの提供と安全安心なまちづくりを目的として、施設保有の最適化や計画的な維持保全等について基本的な考え方や方向性を取りまとめたものです。今後は、この計画を基本として、公共施設等の老朽化対策を進めていきます。

3. 対象施設

総合管理計画は、本市が所有する公共施設とインフラ施設の全てを対象（土地を含む）とします。なお、計画における公共施設とは、庁舎、学校、住宅、公民館など公用・公共用の施設とし、インフラ施設とは、道路、河川、港湾、上下水道など社会基盤を形成する施設とします。

なお、インフラ施設は一般会計施設と企業会計施設とに分類します。

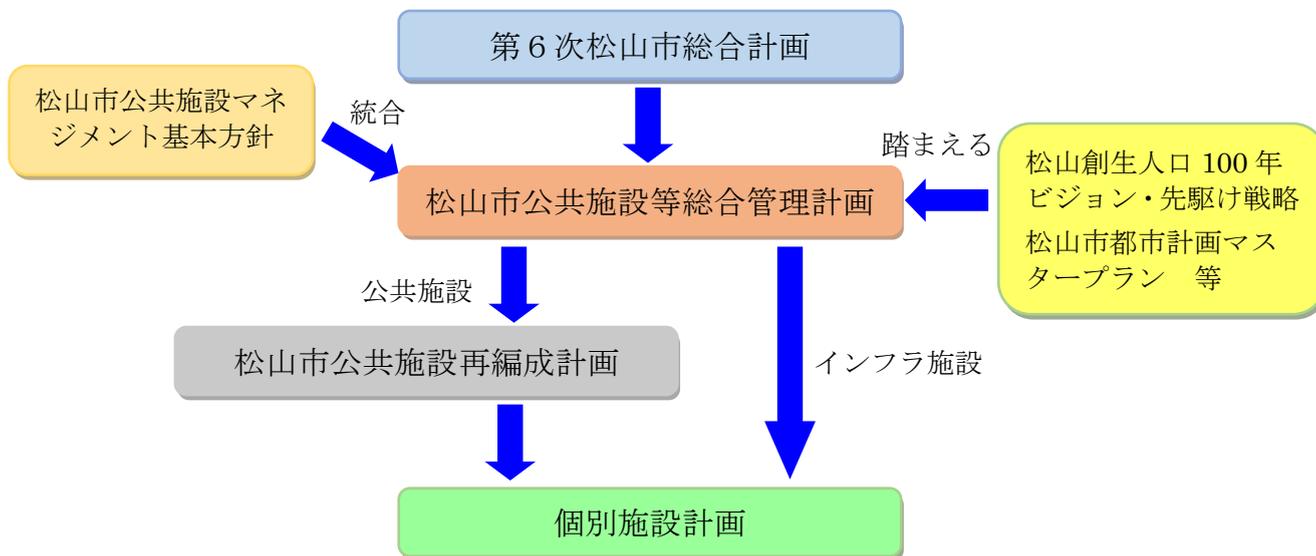
公共施設		庁舎、学校、住宅、公民館、スポーツ施設等
インフラ施設	一般会計	道路、河川、港湾、漁港、農業施設
	企業会計	上水道、簡易水道、工業用水道、下水道

4. 計画の位置付け

総合管理計画は、本市の最上位計画である「第6次松山市総合計画」の下位に位置する計画であり、本市が所有する公共施設等の基本的な方向性を示すものであることから、「松山創生人口100年ビジョン・先駆け戦略」や「松山市都市計画マスタープラン」等の計画を踏まえるとともに、既存の計画等についても必要に応じ、適切な見直しを行います。

また、今後は、総合管理計画を踏まえた個別施設の計画を策定する必要がありますが、公共施設については、今回同時に策定する再編成計画において今後の方向性について用途別に示しています。

なお、総合管理計画の策定により内容が重複する基本方針は、総合管理計画へ統合します。



5. 計画の期間

本計画が対象とする期間は平成28年度から平成37年度までの10年間とします。なお、社会情勢等が変化した場合には、随時、必要な見直しを行います。

第2章 本市の現状と課題

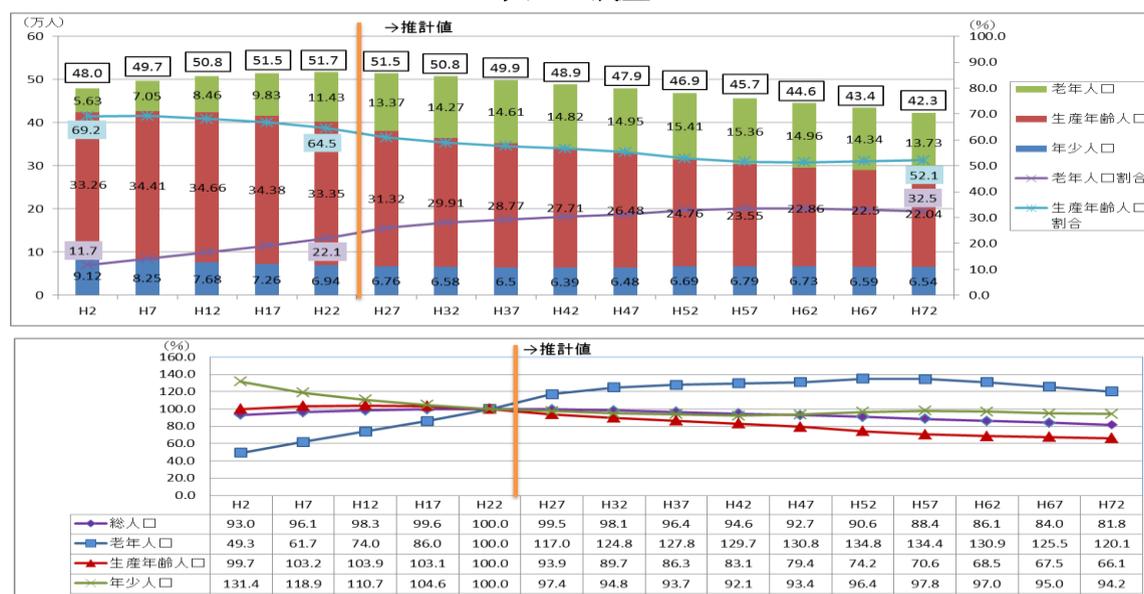
1. 人口等の将来展望

本市の総人口は、過去増加傾向にありましたが、近年は減少局面に入っており、今後も減少が続いていくことが見込まれます。人口減少社会に突入すると、地域経済の縮小による税収減や、老年人口の増加等により扶助費等からなる義務的経費の増加など、財政への影響が懸念されます。

一方、公共施設の多くは人口や経済成長の著しい増加の時代に対応するため建設されたものが多いことから、今後人口構成や地域経済の変化による対応が求められます。さらに、公共施設の寿命は数十年に及ぶことから、中長期的な視点からの判断が不可欠であり、将来の人口や地域経済の展望等に基づいた施設整備が必要となります。

なお本市では、平成28年1月に人口等の現状や将来展望を「松山創生人口100年ビジョン」により示し、その将来展望を実現するための先駆けの戦略として「松山創生人口100年ビジョン先駆け戦略」を策定し、人口の安定と若返りに加え、地域経済の縮小回避に向けて現在取り組んでいるところです。

人口の展望



(注) 平成12年以前は、旧松山市、旧北条市、旧中島町を合算したもの

地域経済（市内総生産）の展望

	H22	H27	H32	H37	H42	H47	H52	H57	H62	H67	H72
人口(人)	517,231	514,500	507,600	498,800	498,100	479,200	468,600	457,000	445,500	434,300	423,100
一人当たり 市内総生産額(千円)	3,150	3,200	3,250	3,300	3,350	3,400	3,450	3,538	3,625	3,713	3,800
市内総生産額(兆円)	1.6	1.6	1.6	1.6	1.7	1.6	1.6	1.6	1.6	1.6	1.6

(資料) 松山市「松山創生人口100年ビジョン」

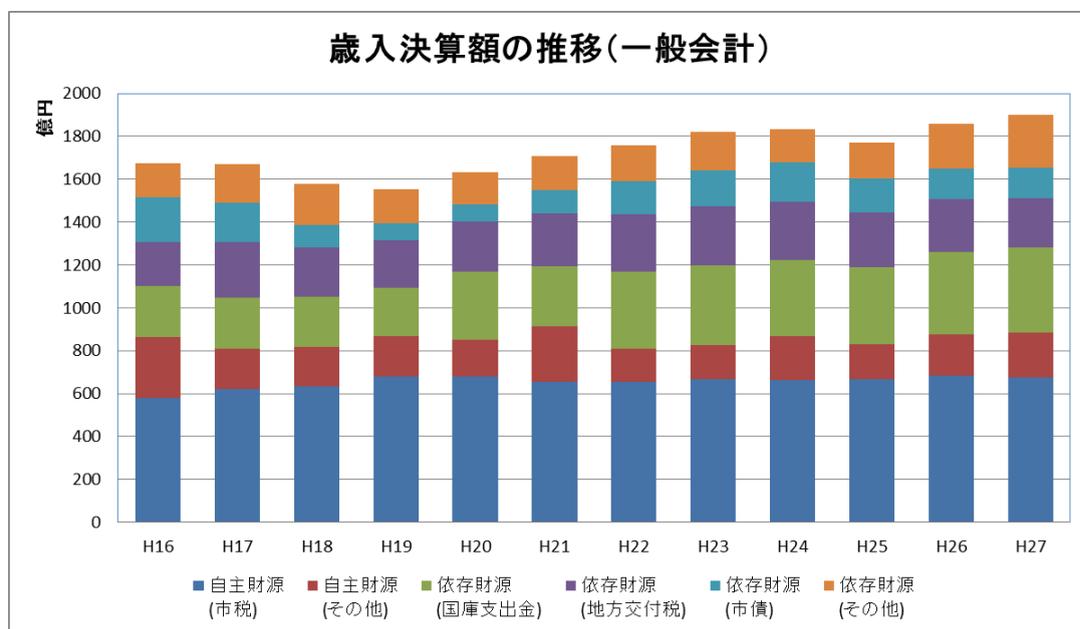
2. 財政状況

(1) 歳入の状況

歳入は、平成20年度以降、増加傾向となっており、平成27年度一般会計の歳入総額は約1901億円と過去最大となりましたが、その一方で、本市が自主的に集めることができる市税などの自主財源については、ほぼ横ばいの状況となっています。

また、本市の平成27年度における自主財源比率は46.5%に留まっており、地方交付税や国庫支出金等に依存し、国の政策等の変化の影響を受けやすい財政構造であることが分かります。

さらに、消費税率引き上げの再延期に伴う地方消費税交付金や地方交付税への影響をはじめ、税財政制度の見直しや合併算定替えの終了による地方交付税の減少など、一般財源の確保に一層厳しさを増すことが見込まれています。

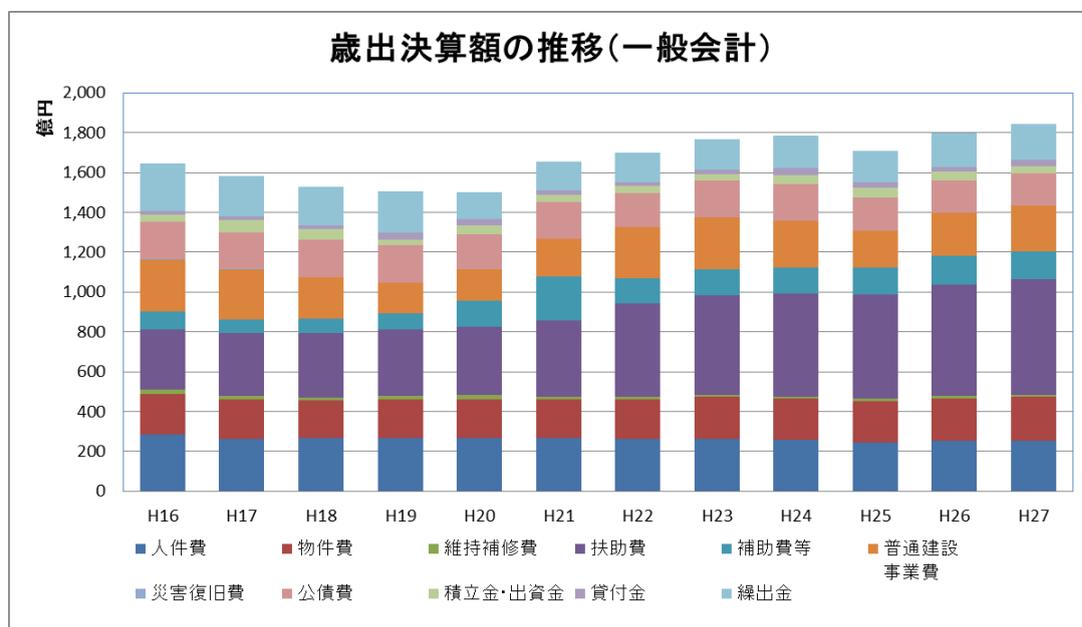


(2) 歳出の状況

固定的に支出される性格の経費である人件費、扶助費、公債費の義務的経費の中でも扶助費が、生活保護や障害福祉サービスなどの社会保障関係経費の増加により、平成17年度315億円から平成27年度580億円と11年間において約1.8倍の伸びを示しています。

また、本市の平成27年度の内訳をみても、人件費、扶助費、公債費の義務的経費は歳出総額の半分以上を占めており、特に扶助費については約31%と最も大きな割合を占めています。

今後も市税などの自主財源の伸びがあまり期待できない状況において、扶助費の増加が見込まれており、老朽化した道路・橋りょう、公共施設の改修など市民の安全・安心な生活を守るための喫緊の課題を抱える本市にとって、厳しい財政運営を強いられる状況となっています。

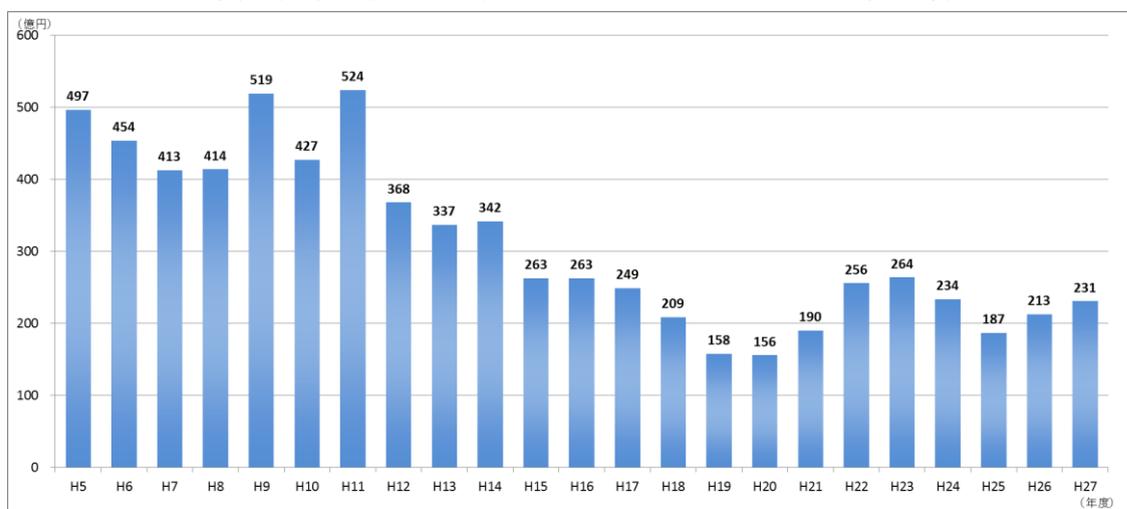


(3) 普通建設事業費の状況

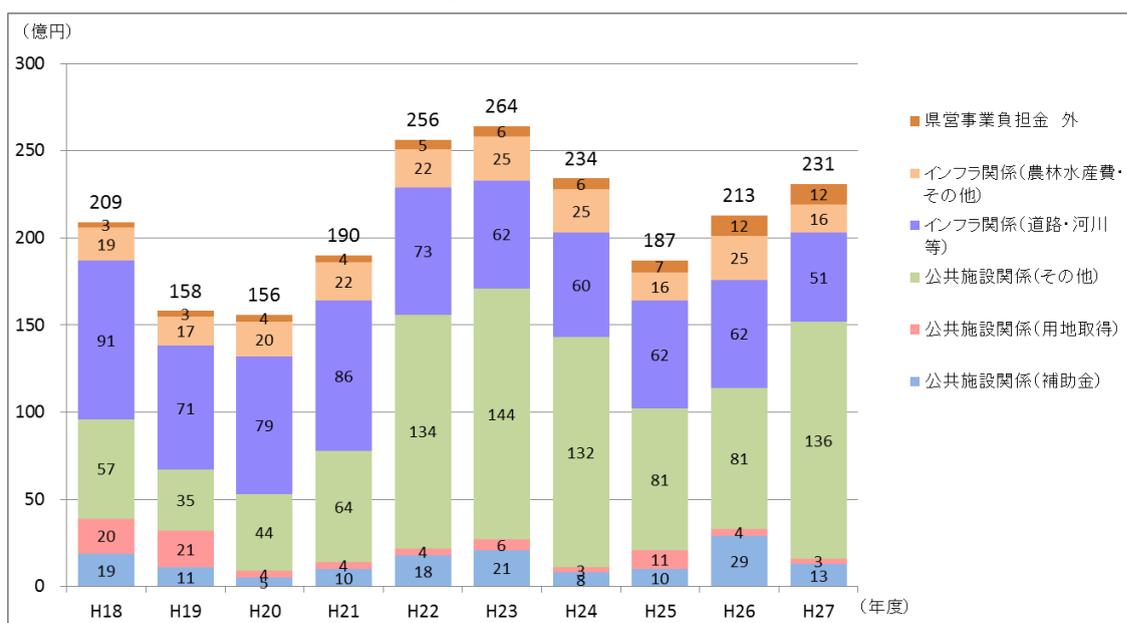
普通建設事業費は、平成11年度の524億円をピークに減少傾向で推移しています。また、近年の普通建設事業費の内訳をみると、公共施設については、新西クリーンセンターの建設や小中学校校舎耐震化工事の実施等により年度により増減が生じていますが、インフラ関係の支出については、毎年ほぼ同じ程度の支出となっています。

公共施設だけでなくインフラ施設も含め、既に老朽化を迎えた施設がある中で、今後更に老朽化施設が増えていくことが想定されることから、これら施設の維持更新のため一定規模の財源を確保することが必要ですが、扶助費の増加等の影響により必要額を確保することが困難となることが懸念されます。

普通建設事業費の長期推移（※平成16年度以前には合併市町分を含みます）



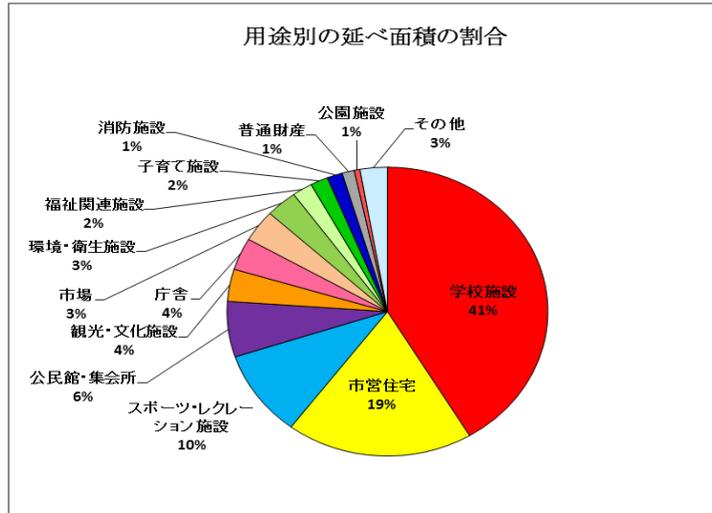
普通建設事業費の推移（直近10年間）



3. 公共施設の現況と課題

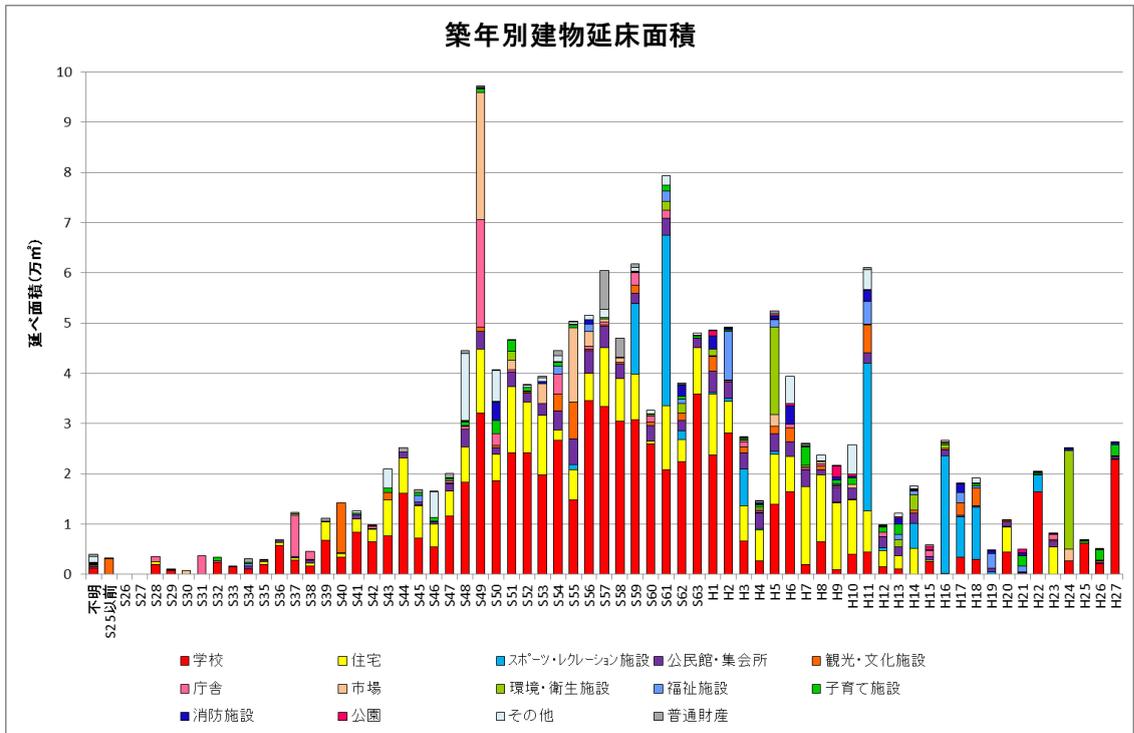
(1) 施設保有量

松山市が所有する公共施設（道路や上下水道等のインフラを除く。以下同じ。）は、平成28年4月1日現在で、約1,400施設（棟数で約4,000棟）、延べ面積の合計で約163万㎡です。これは、市民一人あたりに換算すると、約3.1㎡所有していることになります。



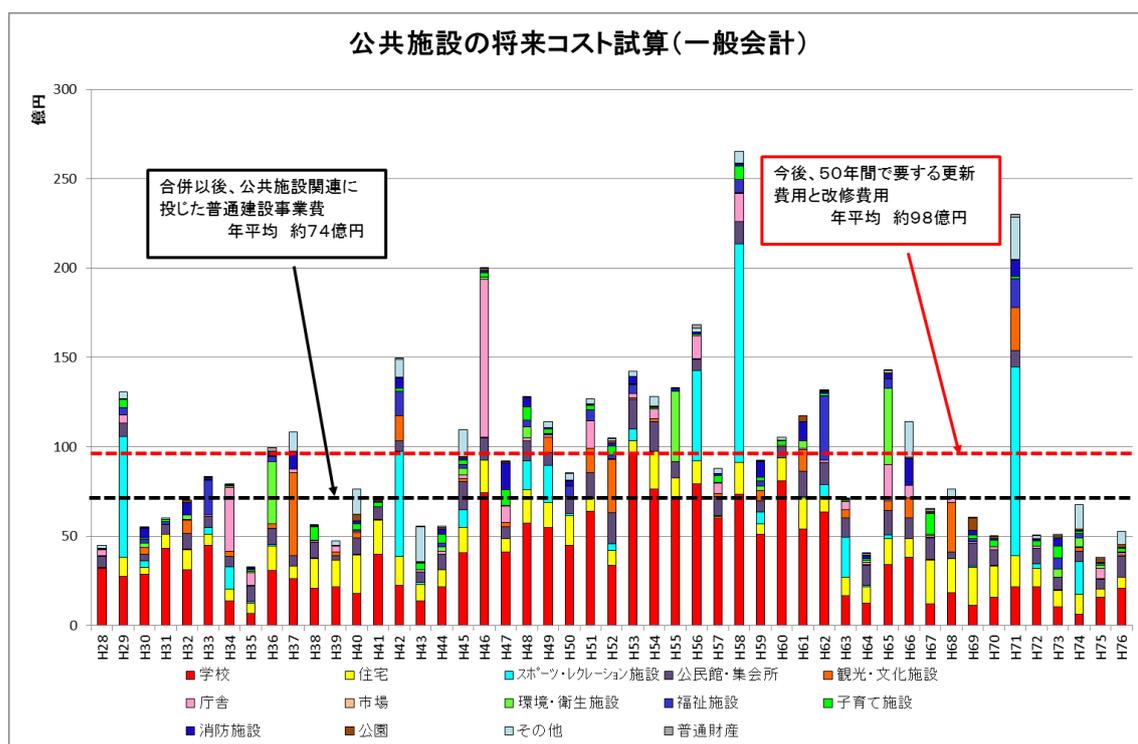
(2) 年次別整備状況

また、築年数別では、昭和40年代の後半から平成の初めにかけて整備された築20年～39年の割合が、約6割を占めています。



(3) 将来経費の試算

現在の施設保有量をそのまま維持すると仮定し、建築後30年で大規模改修、60年で建替えを行った場合には、今後50年間で約4,882億円、1年当たりに平均すると約98億円が必要です。しかし、本市がこれまでに支出した実績（平成17年以降の普通建設事業費の年平均）が約74億円であることから1年当たり約24億円が不足することになります。（国・県からの補助金を除いて試算）



(4) 課題

少子高齢化により扶助費の増加等の影響が予測される中で、更新や改修に要する経費が年約24億円も不足することから、公共施設に要する費用の効率化、すなわち支出を減らすことや、収入を増やすことだけで補うことが難しく、公共施設全体の施設量の削減が必要な状況です。

4. インフラ施設の現況と課題

インフラ施設は、一般会計施設と公営企業施設に分類されますが、公営企業施設については、独立採算を原則とする会計の施設であるため、一般会計施設と区分して示します。

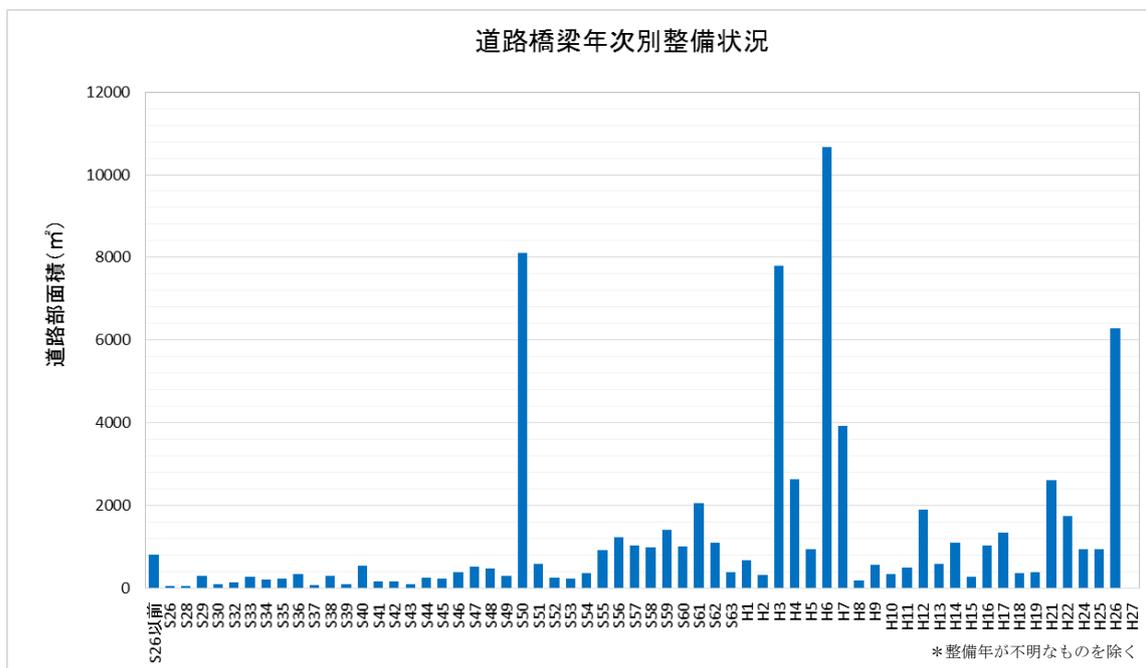
【インフラ施設（一般会計施設）】

（1）施設の現況（H28.4.1 現在）

種別	施設の内訳		施設数等
市道	道路	路線数	6,437 路線
		実延長	1,778.3 km
		舗装延長	1,692.2 km
		道路部面積	9.1 km ²
	道路橋梁	橋数	1,185 橋
		橋長	12,148.6m
	トンネル	個数	3 個
		延長	671.0m
	大型カルバート	個数	2 個
		延長	460.0m
	横断歩道橋 及び歩道橋	橋数	17 橋
		延長	786.9m
	門型標識	基数	5 基
河川	準用河川	河川数	10 河川
		延長	18.4 km
農業施設	農道		192.0 km
	農業水利 施設	取水施設	28 か所
		かんがい施設	59.8 km
		ため池	582 か所
林道	路線数		55 路線
	橋数		15 橋
港湾	港数		2 港
漁港	漁港数		24 港

(2) 年次別整備状況

①市道



道路トンネル

名称	路線名	設置場所	設置年月
大友山トンネル	久谷 192 号線	西野町	平成 25 年 10 月
つづら川トンネル	久谷 81 号線	久谷町	平成 10 年
辻堂トンネル	大浦～吉木線	中島大浦	昭和 46 年 3 月

大型カルバート

名称	路線名	設置場所	設置年月
俵原池トンネル	俵原池線	才之原	平成 4 年
松山空港地下道	生石 169 号線	南吉田町	昭和 46 年

横断歩道橋及び歩道橋

名称	路線名	設置場所	設置年月
バスターミナル東横断歩道橋	中之川通線	湊町四丁目	昭和 44 年 3 月
平和通り横断歩道橋	中央循環線	平和通一丁目	昭和 46 年 3 月
新玉小学校西横断歩道橋	松山駅前竹原線	千舟町八丁目	昭和 47 年 3 月
松山西警察署前横断歩道橋	大可賀道後松山港線	須賀町	昭和 48 年 3 月
新玉小学校北横断歩道橋	千舟町高岡線	千舟町八丁目	昭和 49 年 3 月
朝生田東横断歩道橋	松山環状線南部	朝生田町一丁目	昭和 50 年 3 月

名 称	路線名	設置場所	設置年月
朝生田西横断歩道橋	松山環状線南部	朝生田町四丁目	昭和 50 年 3 月
立花駅東横断歩道橋	市役所前天山線	立花二丁目	昭和 53 年 9 月
土居田東横断歩道橋	松山環状線西部	土居田町	昭和 57 年 4 月
土居田西横断歩道橋	松山環状線西部	土居田町	昭和 57 年 4 月
土居田西歩道橋（1号橋）	松山環状線西部	土居田町	昭和 58 年
土居田西歩道橋（2号橋）	松山環状線西部	土居田町	昭和 58 年
土居田西歩道橋（3号橋）	松山環状線西部	土居田町	昭和 58 年
土居田西歩道橋（4号橋）	松山環状線西部	土居田町	昭和 58 年
ひばりヶ丘跨線橋	宮前 99 号線	古三津三丁目	昭和 42 年
和気駅跨線橋道路橋	和気 98 号線	馬木町	昭和 46 年
伊予北条駅跨線橋	長沢川線	土手内	昭和 46 年

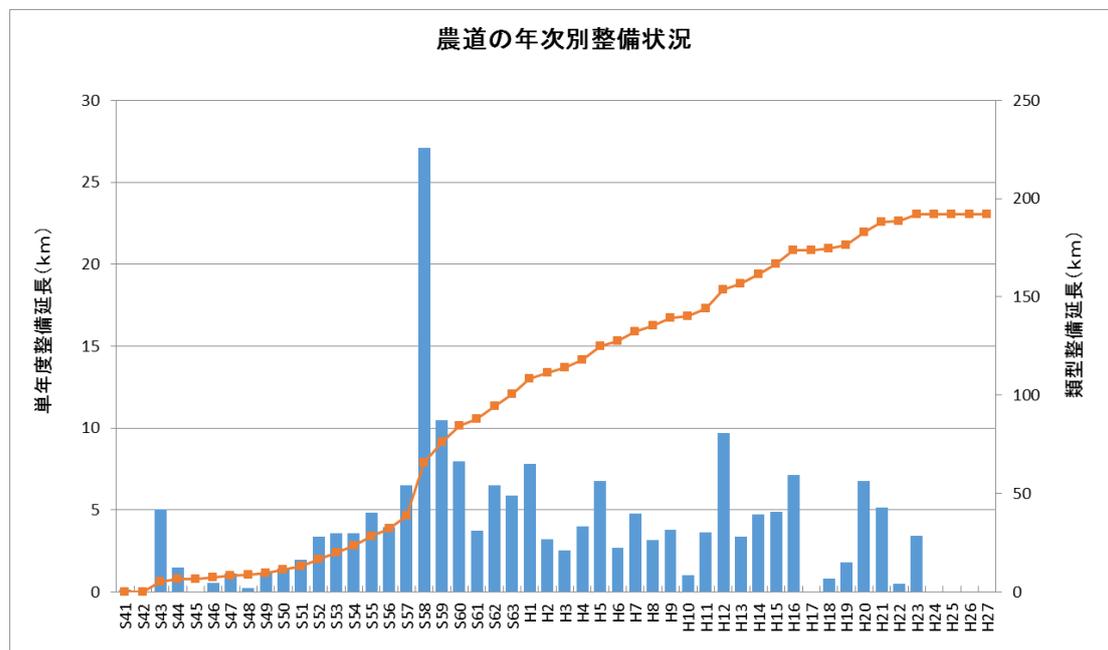
門型標識

路線名	設置場所	設置年月
千舟町高岡線	南江戸三丁目	平成 8 年
松山環状線北部	中央二丁目	平成 9 年
松山環状線南部	朝生田町四丁目	平成 4 年
松山環状線南部	朝生田町三丁目	平成 14 年
松山環状線西部	空港通二丁目	平成 8 年

②河川

河川名	河川延長	準用河川への指定年月日
太山寺川	2.110 キロメートル	昭和 51 年 3 月 22 日
堂之元川	0.8659 キロメートル	昭和 57 年 10 月 1 日
三反地川	2.3355 キロメートル	昭和 57 年 10 月 1 日
村中川	0.870 キロメートル	昭和 57 年 10 月 1 日
久保田川	1.0553 キロメートル	昭和 57 年 10 月 1 日
草葉川	1.9356 キロメートル	昭和 61 年 3 月 1 日
光正寺川	2.908 キロメートル	昭和 61 年 3 月 1 日
傍示川	1.955 キロメートル	昭和 61 年 3 月 1 日
天王川	2.334 キロメートル	昭和 61 年 3 月 1 日
長沢川	2.120 キロメートル	昭和 56 年 7 月 3 日

③農業施設



* 国庫補助による整備

④林道

路線名	橋梁名	橋長 (m)	幅員 (m)	建設年度	種別	形式
桜の峠線	無名橋	9.2	4	不明	コンクリート橋	コンクリート床板橋
高為線	無名橋	3.5	3.6	1970	コンクリート橋	コンクリートラーメン橋
桧皮田線	無名橋	5	4	1957	コンクリート橋	コンクリートラーメン橋
桧皮田線	無名橋	4.1	3.6	1957	コンクリート橋	コンクリートラーメン橋
桧皮田線	無名橋	8.3	7	1958	コンクリート橋	コンクリート床板橋
桧皮田線	無名橋	10.7	8~10	1958	コンクリート橋	コンクリート床板橋
桧皮田線	無名橋	5.8	3.6	1958	コンクリート橋	コンクリート床板橋
音田線	無名橋	4.3	4	不明	コンクリート橋	コンクリート床板橋
山の神線	無名橋	4.5	3	不明	コンクリート橋	コンクリート床板橋
山の神線	無名橋	5.4	3	不明	コンクリート橋	コンクリート床板橋
山の神線	無名橋	4.8	3	不明	コンクリート橋	コンクリート床板橋
水ヶ峠線	峠口橋	13.5	4	1995	PC 橋	コンクリート床板橋
水ヶ峠線	水ヶ峠橋	10.5	4	1996	コンクリート橋	コンクリート床板橋
水ヶ峠線	無名橋	4	4.6	1980	コンクリート橋	コンクリート床板橋
北谷線	無名橋	7.6	3.6	1988	コンクリート橋	コンクリート床板橋

⑤港湾施設

施設名	施設種類	構造形式	竣工年	
堀江港	一文字防波堤	外郭	重力式混成堤	昭和 47 年
	東防波堤	外郭	傾斜堤	昭和 47 年
	堀江 1 号護岸	外郭	重力式	昭和 12 年
	堀江 2 号護岸	外郭	重力式	昭和 12 年
	堀江 3 号護岸	外郭	重力式	昭和 39 年
	防潮堤	外郭	重力式	昭和 32 年
	胸壁	外郭	重力式	平成 16 年
	堀江 1 号物揚場	係留	重力式	昭和 45 年
	堀江 2 号物揚場	係留	重力式	昭和 50 年
	堀江浮棧橋	係留	浮函式	昭和 21 年
	堀江緑地			平成 26 年
	堀江港休憩所			平成 24 年
	西中港	A 防波堤	外郭	重力式混成堤
A 号導流堤		外郭	傾斜堤	昭和 59 年
B 号導流堤		外郭	傾斜堤	不明
A 護岸		外郭	重力式	昭和 53 年
B 護岸		外郭	重力式	不明
C 護岸		外郭	重力式	昭和 56 年
D 護岸		外郭	重力式	昭和 46 年
E 護岸		外郭	重力式	昭和 50 年
F 護岸		外郭	重力式	不明
G 護岸		外郭	重力式	不明
H 護岸		外郭	重力式	不明
I 護岸		外郭	重力式	昭和 58 年
1 号樋門		外郭	単扉式	昭和 52 年
2 号樋門		外郭	単扉式	昭和 60 年
西中港物揚場		係留	重力式	昭和 52 年
-4.0m 物揚場		係留	可動橋	平成 22 年
A 船揚場		係留	平行式	昭和 52 年
西中港臨港道路		臨港交通	地表式	昭和 52 年
饒・野積場				昭和 52 年
西中緑地			昭和 51 年	

⑥漁港施設

施設名	施設種類	漁港の指定年月日
浅海漁港	外郭・係留・水域施設	昭和 29 年 10 月 30 日
大浦漁港	外郭・水域・輸送施設	昭和 30 年 10 月 21 日
安居島漁港	外郭・係留・水域施設	平成 6 年 3 月 31 日
柳原漁港	外郭・係留・水域施設	昭和 27 年 5 月 28 日
磯河内漁港	外郭・係留・水域・輸送施設等	昭和 51 年 6 月 12 日
小川漁港	外郭・係留・水域施設	昭和 27 年 5 月 28 日

施設名		施設種類	漁港の指定
高浜漁港		外郭・係留・水域・輸送施設等	昭和 28 年 12 月 28 日
堀江漁港		外郭・係留・水域・輸送施設等	昭和 32 年 3 月 30 日
馬磯漁港		外郭・係留・水域・輸送施設等	昭和 30 年 10 月 21 日
泊漁港		外郭・係留・水域・輸送施設等	昭和 27 年 12 月 29 日
御手洗漁港		外郭・係留・水域・輸送施設等	昭和 30 年 10 月 21 日
鷺ヶ巣漁港		外郭・係留・水域・輸送施設等	昭和 27 年 12 月 29 日
釣島漁港		外郭・係留・水域・輸送施設等	昭和 33 年 6 月 5 日
北浦漁港		外郭・係留・水域・輸送施設等	昭和 30 年 10 月 21 日
野忽那漁港		外郭・係留・水域・輸送施設等	昭和 27 年 5 月 28 日
睦月漁港	梅ノ子	外郭・係留・水域・輸送施設等	昭和 27 年 5 月 28 日
	睦月		
長師漁港	長師	外郭・係留・水域・輸送施設等	昭和 29 年 10 月 30 日
	宮野		
神ノ浦漁港		外郭・係留・水域・輸送施設等	昭和 27 年 12 月 29 日
饒漁港	宇和間・熊田	外郭・係留・水域・航行補助施設等	昭和 33 年 2 月 19 日
	吉木	外郭・係留・水域・輸送施設等	昭和 27 年 5 月 28 日
	饒	外郭・係留・水域・輸送施設等	昭和 26 年 8 月 21 日
	畑里	外郭・係留・水域・航行補助施設	昭和 33 年 2 月 19 日
	大泊	外郭・係留・航行補助施設等	昭和 33 年 2 月 19 日
	粟井	外郭・水域・航行補助施設等	昭和 33 年 2 月 19 日
上怒和漁港		外郭・係留・水域・輸送施設等	昭和 29 年 10 月 30 日
元怒和漁港		外郭・係留・水域・輸送施設等	昭和 27 年 5 月 28 日
津和地漁港		外郭・係留・水域・輸送施設等	昭和 27 年 12 月 19 日
二神漁港		外郭・係留・水域・輸送施設等	昭和 27 年 5 月 28 日
由利漁港		外郭・係留・水域施設	昭和 27 年 5 月 28 日

(3) 将来経費の試算

①市道

【道路】

幹線道路と生活道路とに分割して試算しています。

区分	道路部面積		更新費用	
		㎡		
幹線道路	1,541,862.80	㎡	822,327	千円/年※①
生活道路	7,653,689.90	㎡	1,913,422	千円/年※②

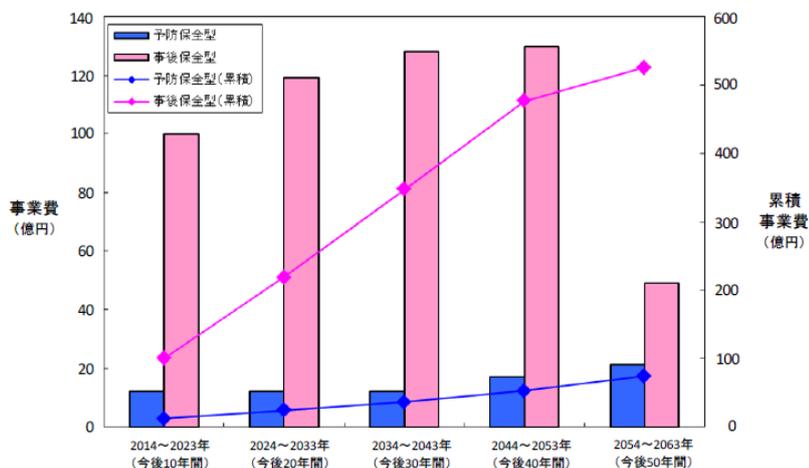
※①・・・15年更新（㎡当り8千円で更新）で年当たり平準化した費用を試算

※②・・・20年更新（㎡当り5千円で更新）で年当たり平準化した費用を試算

【道路橋梁】

H25 年当時管理していた 1,176 橋を対象として試算しています。

(現在の 1,185 橋でもほぼ同じ試算と考えています。)



維持修繕手法	50年間の維持管理更新費	縮減額
事後保全型 (従来手法)	512億円	-
予防保全型 (長寿命化修繕計画)	72億円	440億円

※金額は、平成 25 年度時点での算出

※事後保全は橋梁の耐用年数を 50 年、原則更新 (架替え) 対応として試算

※予防保全は補修・修繕を計画的に行い、橋梁の耐用年数を 100 年のもつものとして試算

②河川

三反地川及び長沢川を整備すると仮定

○維持更新費用：年間：約 33,000 千円

(直近 4 年間の経費が今後も継続するものとして試算)

○河川整備事業：年間：約 78,000 千円

(傍示川の総事業費、事業期間から 1 年あたりの平均値を試算)

③農業施設

施設名		年度更新費用 (千円)	内訳 (千円)	
農道		355,917	(改良)	200,813
			(舗装)	155,104
農業水利施設	(ため池)	147,164		
	(ため池以外)	115,703		

*試算条件：H25~27 年度の 3 ヶ年平均を更新費用として計上

④林道

施設名		年度更新費用 (千円)
林道		25,233
橋梁	全橋更新	100,000

*試算条件：H25～27年度の3ヶ年平均を更新費用として計上

(4) 課題

種別		課題
市道	道路	管理施設数が膨大で、全てを同一基準で維持管理するには財政的に難しい。
	道路橋梁	管理施設数が多く、定期点検に関して近接目視が原則となるなどの影響で、点検費用が多大になっており財源確保に苦慮している。
	トンネル	定期点検に関して近接目視が原則となるなどの影響で、点検費用が多大になっており財源確保に苦慮している。
	大型カルバート	定期点検に関して近接目視が原則となるなどの影響で、点検費用が多大になっており財源確保に苦慮している。
	横断歩道橋及び歩道橋	定期点検に関して近接目視が原則となるなどの影響で、点検費用が多大になっており財源確保に苦慮している。
河川	平成25年6月の河川法の改正に伴い、愛媛県河川堤防等点検マニュアルが平成26年3月に策定、平成27年4月改正され、年1回以上の点検管理が必要となった。なお準用河川は、修繕等の補助制度がないため、まとまった修繕の場合、財源確保が問題となる。また、三反地川を除き、河川台帳がない。	
農業施設	施設の老朽化等により、防災上問題があるものや営農に支障をきたす恐れがあるものについては、土地改良区等の申請に基づき応急措置や復旧対策を行っている。 農家の高齢化や担い手の減少により、従来の維持管理ができなくなっている。	
林道	林道は、森林整備や林業経営に不可欠な基盤施設であり、戦後の復興期から高度成長期には未利用森林資源の開発を主要な目的として、また、山村地域の生活基盤としての観点からも整備が進められてきた。 今後、老朽化した林道施設が増えていくこととなるが、これらの施設は、市町村、森林組合等の多様な主体により管理されていることから、所管者と管理者が一体となったライフサイクルコストの縮減に向けた取組や保全管理体制の構築が不可欠となっている。	

種 別	課 題
港湾	<p>今後、施設の老朽化が急速に進展していくものと想定され、維持管理コストの増大が懸念される。</p> <p>港湾施設は、海域及び沿岸に設置されているため、厳しい環境下に置かれている。また、水中等目視では容易に劣化・損傷を把握できない部分がある。</p>
漁港	<p>漁港は整備後50年近く経過しており、さらに施設の老朽化が急速に進展していくものと想定され、維持管理コストの増大が懸念される。</p> <p>海岸保全施設や漁港施設は、海域及び沿岸に設置されているため、厳しい環境下に置かれている。また、水中等目視では容易に劣化・損傷を把握できない部分がある。</p> <p>発生すれば甚大な被害をもたらす南海トラフ巨大地震に伴う津波に対しても、背後集落を守る施設でもあるため、早急な整備を求められている。</p>

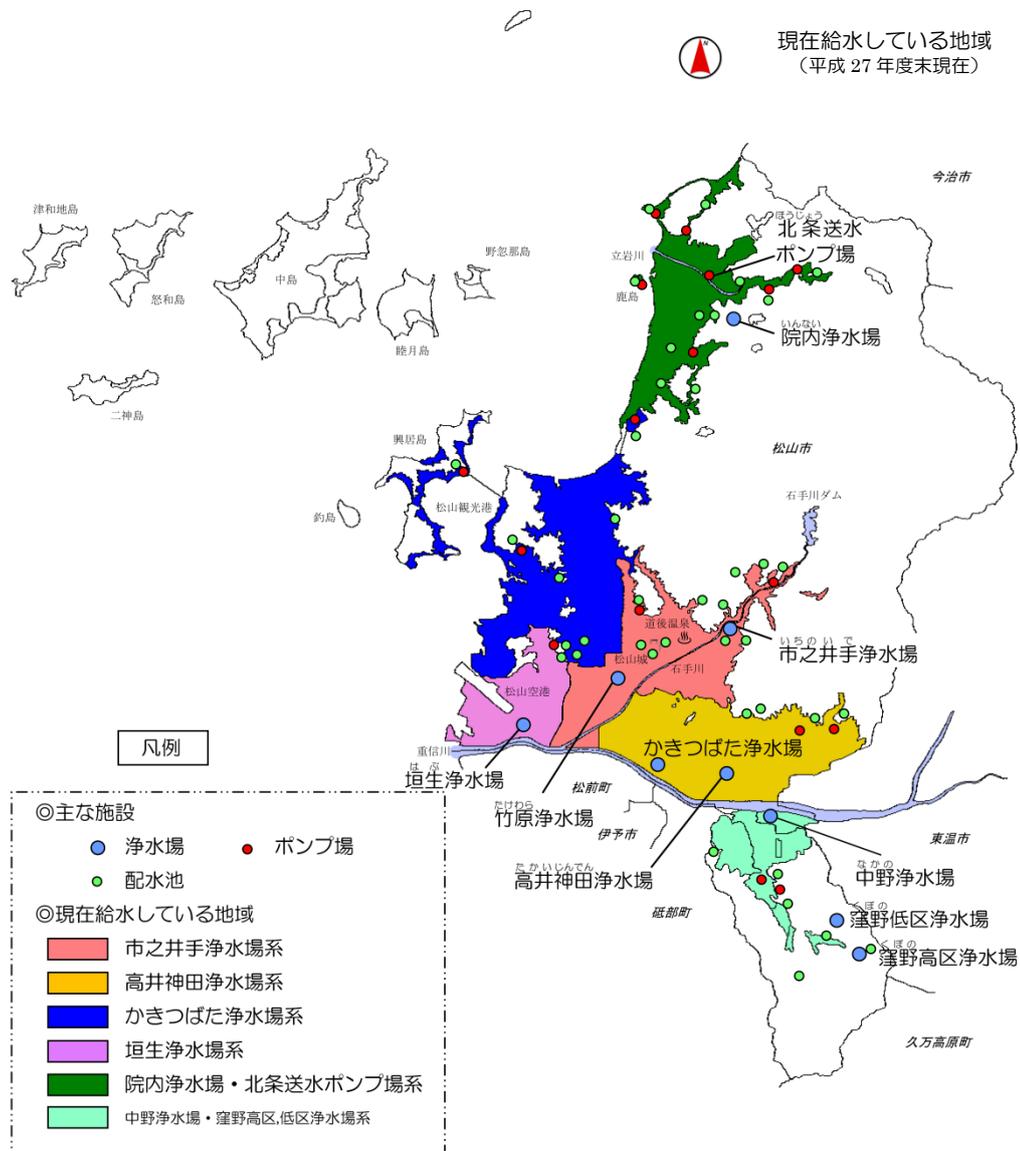
【インフラ施設（公営企業施設）】

ア 上水道事業

(1) 保有する施設量

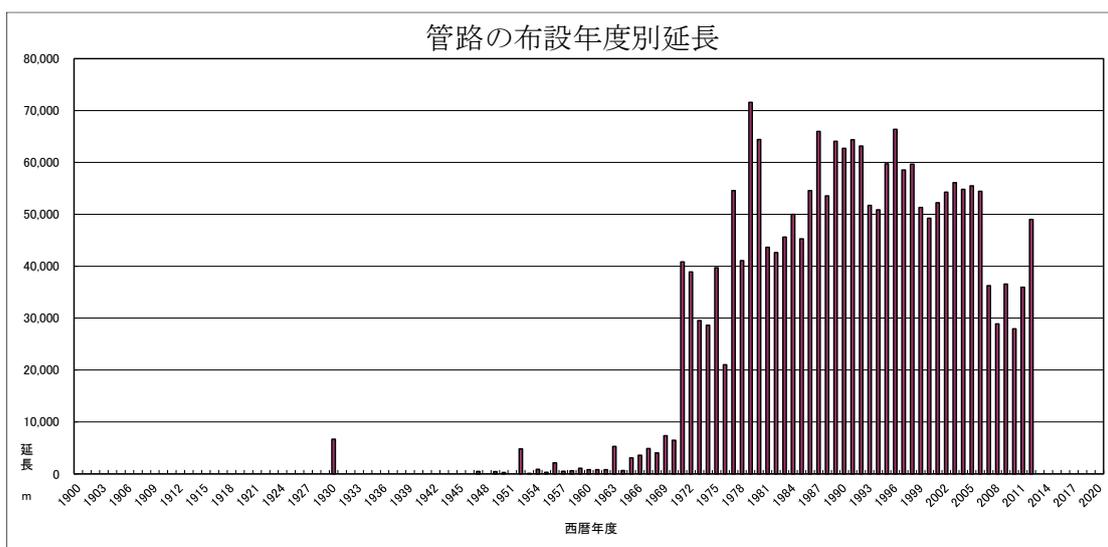
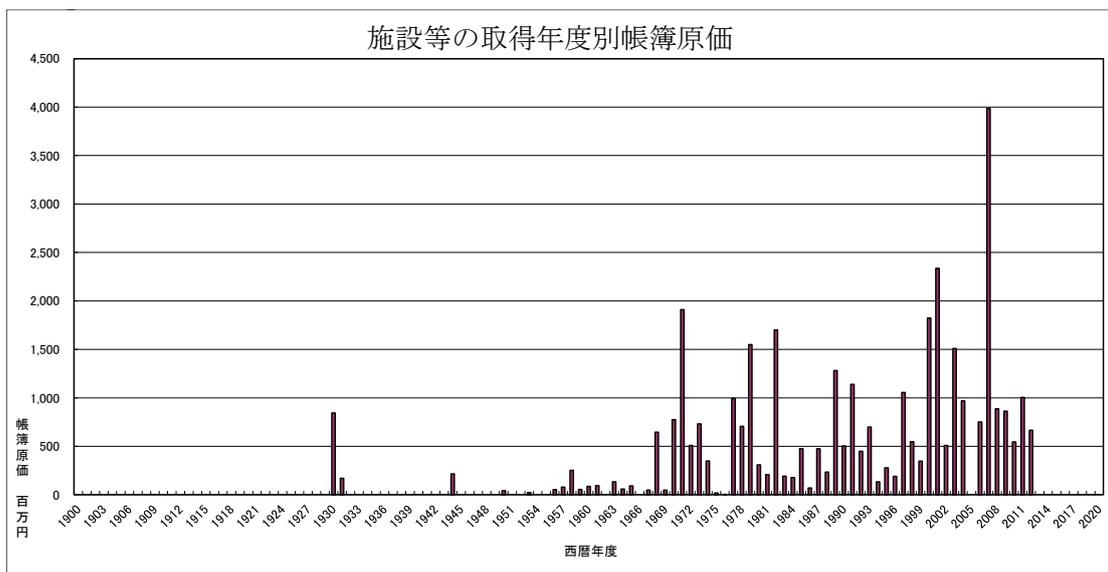
種 別	施設数
浄水場	9 箇所
配水池	42 箇所

管 種	管路延長
導水管	35.4km
送水管	103.5km
配水管	2,073.5km
合 計	2,212.4km



施設位置図

(2) 年次別整備状況



(3) 財源の見込み

- ・水道料金収入は、給水人口減少や需要構造の変化などにより減少傾向にある一方で、今後は地震などの災害に強い水道の構築のため、基幹管路など耐震化事業等の本格化に伴い資金需要は増加することから、近い将来、収支の均衡は崩れる見込みです。したがって、適切な時期に水道利用者の理解を得て料金水準の見直しを行い、所要資金の確保を図っていきます。
- ・企業債は、財務体質が著しく悪化しないよう必要最少限の借入とし、将来世代に負担を先送りしないよう努めていきます。
- ・出資や国庫補助等、活用できる制度があれば積極的に活用を行っていきます。
- ・本市水道事業の基幹施設である市之井手浄水場、竹原浄水場、垣生浄水場の更新財

源には、平成 24 年度から毎年計画的に積み立てを行っている「松山市水道事業建設改良基金」を充当します。

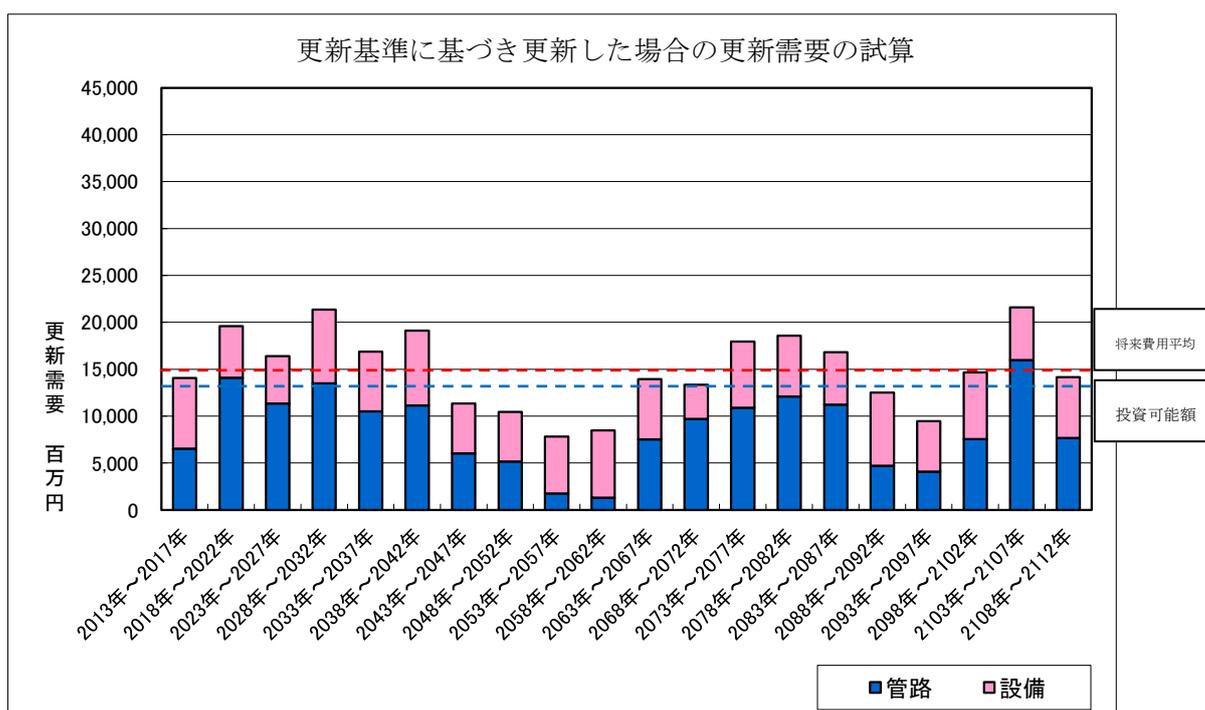
(4) 更新基準の設定と費用の試算

① 更新基準の設定

予防保全の観点からは法定耐用年数での更新が理想的ではあるが、費用等の制約もあり一律に更新する方法は現実的でないことや、布設後約80年経過した管路でも現在支障なく使用している実績もあることから、経過年数を基に重要度や優先度を考慮した更新基準を定め、水道事業にとって最適な更新需要見通しを立てることが重要となります。

そこで、平成26年度に実践した「アセットマネジメント（タイプ3C）実践報告書」内で使用した更新基準を採用し試算しました。

② 更新費用の試算



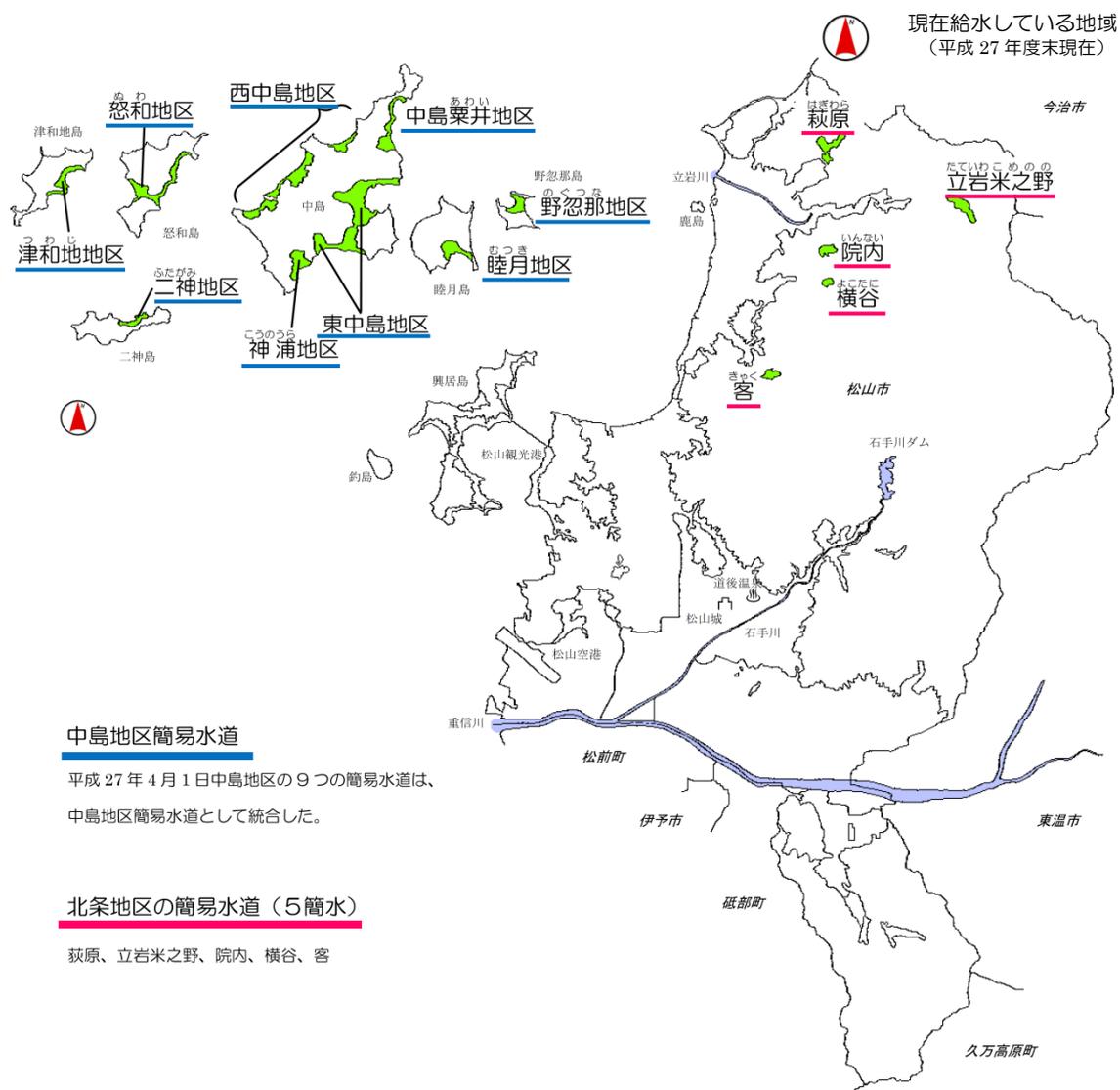
(5) 課題

将来発生が危惧されている南海トラフ巨大地震等に備え、水道施設の老朽化対策や耐震化に取り組んでいるが、とりわけ耐震適合率が低い基幹管路については、積極的に耐震化を進める計画としているため、今後の財政運営を圧迫することが懸念される。

イ 簡易水道事業

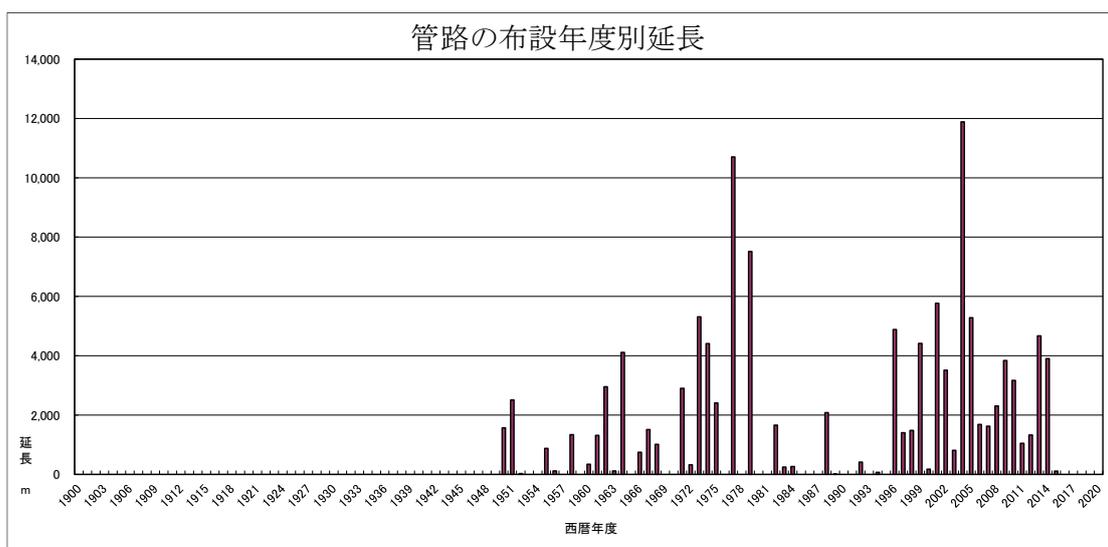
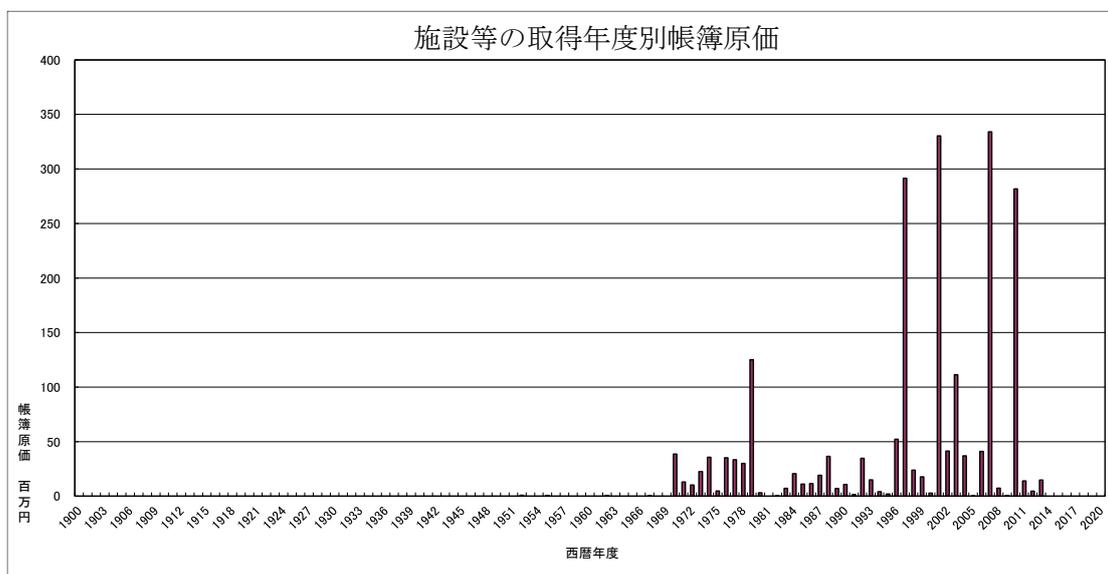
(1) 保有する施設量

種 別	施設数	管 種	管路延長
浄水場	17 箇所	導水管	31.1km
配水池	19 箇所	送水管	9.4km
		配水管	79.7km
		合 計	120.2km



施設位置図

(2) 年次別整備状況



(3) 財源の見込み

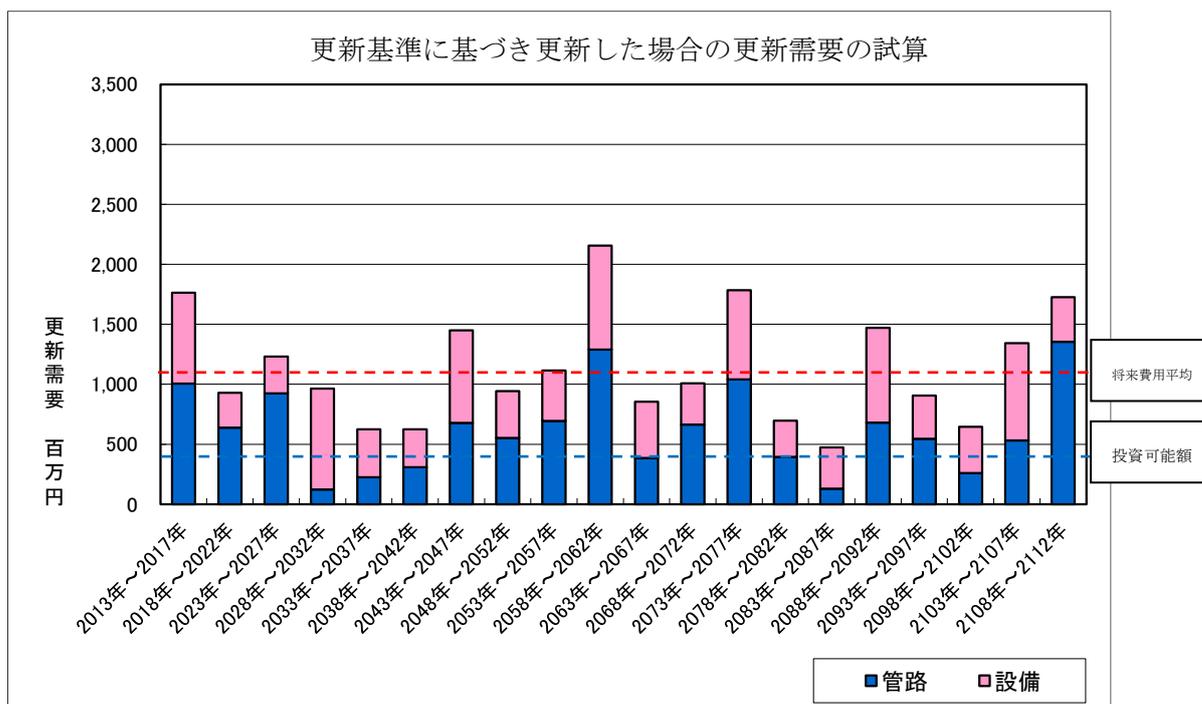
- ・簡易水道事業は、島嶼部や山間部に分散し小規模で立地条件に恵まれていないため、事業経営に必要なコストに対して3割程度の料金収入しか見込めないことから、水道施設の維持・更新に必要な経費については、一般会計からの繰入金に頼らざるを得ない状況であります。
- ・企業債は、一般会計の負担について考慮しながら、財務体質が著しく悪化しないよう必要最少限の借入に努めていきます。
- ・国庫補助等、活用できる制度があれば積極的に活用を行っていきます。

(4) 更新基準の設定と費用の試算

① 更新基準の設定

上水道事業と同様の基準で試算しました。

② 更新費用の試算



(5) 課題

簡易水道施設は、老朽化が進んでいるが、山間部や島しょ部などにあり、施設規模が小さく広範囲に点在しているため、まとまった施設更新を実施することが困難であり、対処療法的な対応をしているのが現状です。

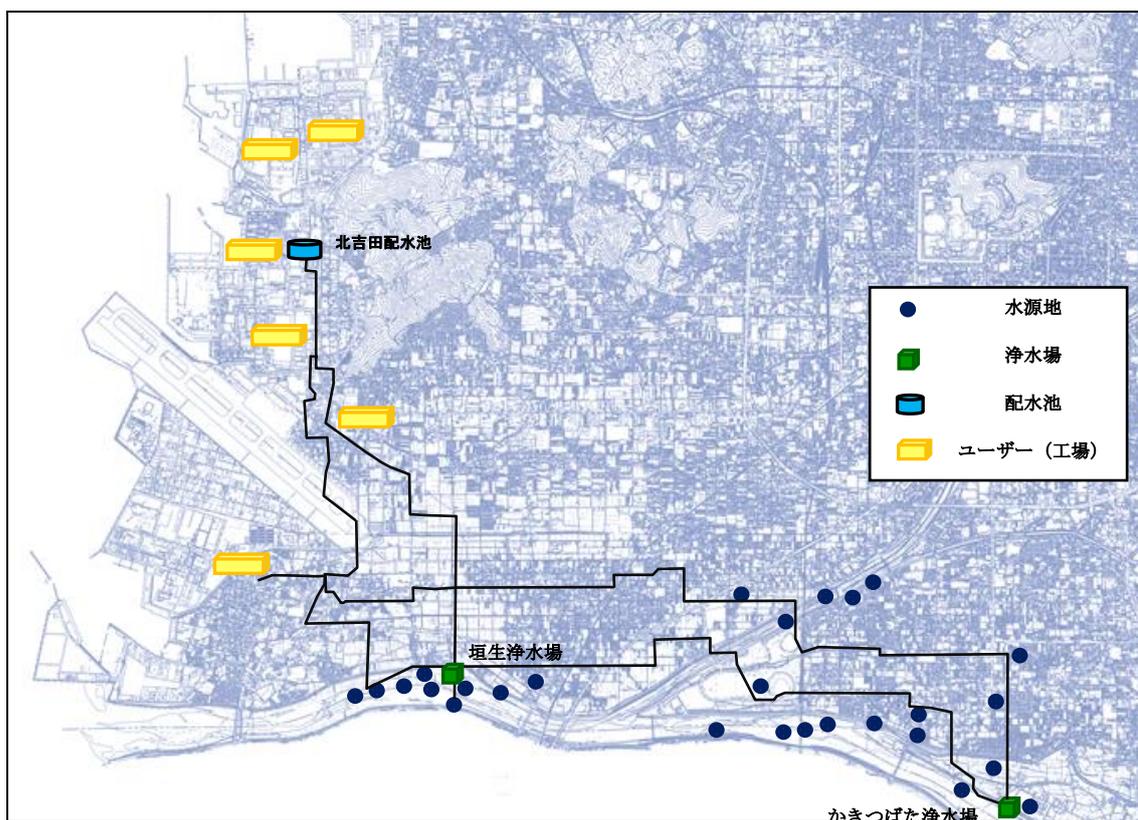
ウ 工業用水道事業

(1) 保有する施設量

種別	施設	施設数
取水施設	水源地	28箇所
	集水管※ ¹	1,333m
導水施設	導水管	1,775m
浄水施設	浄水場※ ²	2箇所
送水施設	送水管	35,804m
配水施設	配水池	1箇所
	配水管	940m

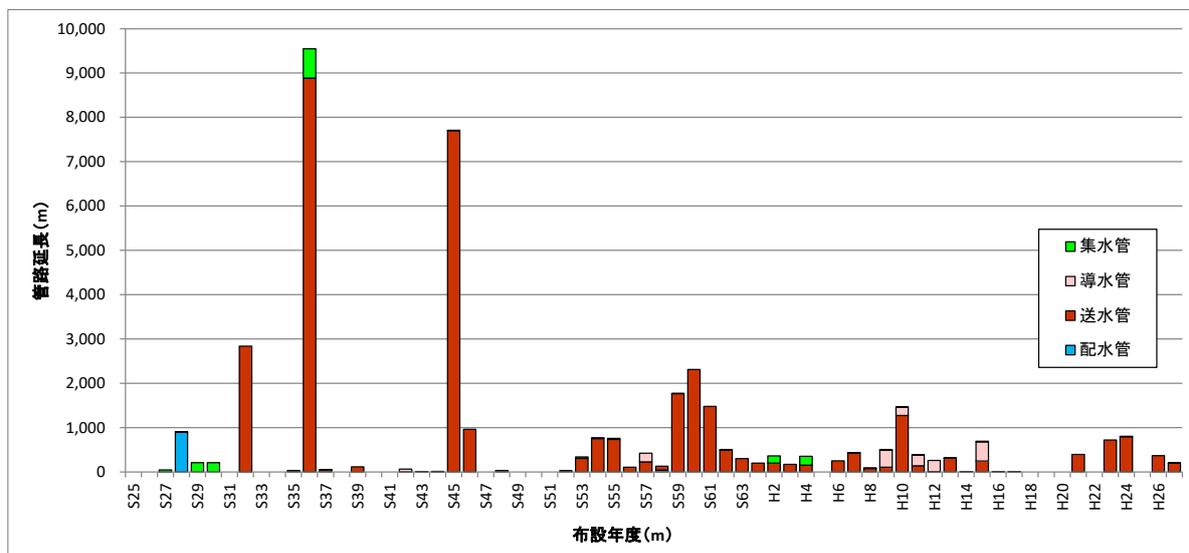
※1 集水管は、上水道施設と共有

※2 浄水場は、場内の一部の施設のみ



施設位置図

(2) 年次別整備状況



年度別（管路用途別）管路延長

(3) 財源の見込み

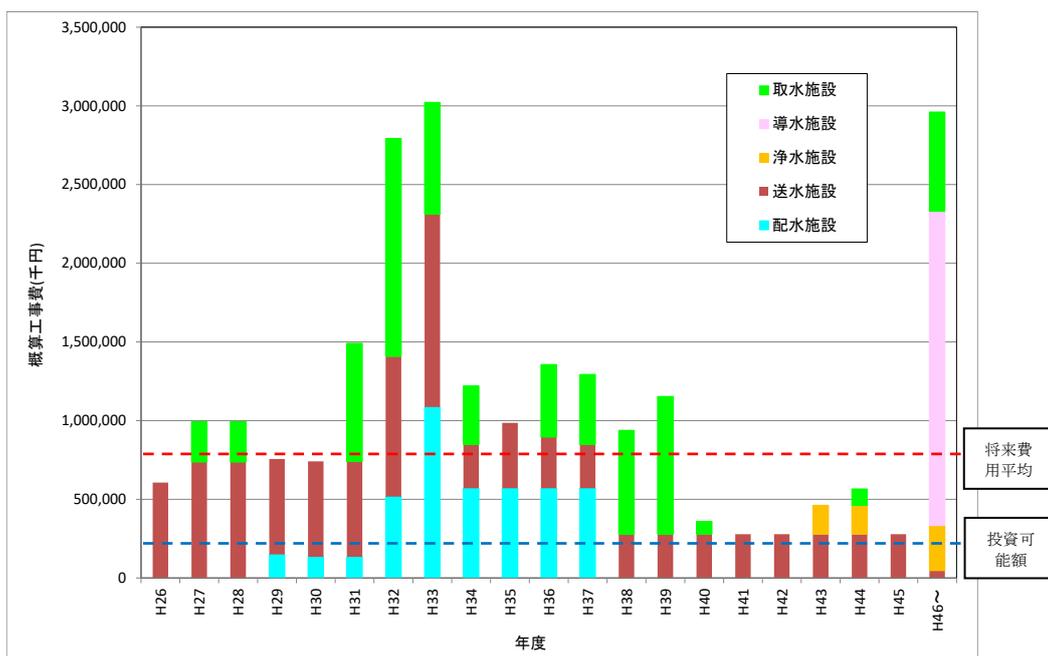
- ・責任水量制の下、これまで安定した水道料金収入を確保できてきたが、平成27年度の契約水量の見直しで収入が大幅に減少することから、今後は、ユーザーの理解の下、料金制度の在り方や料金水準の見直しなどを含めた検討を行い、所要資金の確保を図っていきます。

- ・企業債は、財務体質が著しく悪化しないよう必要最少限の借入に努めていきます。

- ・本市工業用水道事業の基幹施設である垣生浄水場の更新財源には、平成24年度から毎年計画的に積み立てを行っている「松山市工業用水道事業建設改良基金」を充当します。

(4) 更新費用の試算

工業用水道事業は、昭和27年の給水開始以来、4次に亘る拡張事業を重ね、給水開始時期に整備した施設は、現在60年以上が経過し、老朽化が著しいことに加え、未耐震の施設が多いことから、施設の更新が急務となっています。



現行の基準に基づき更新した場合の施設等の更新需要の試算

工業用水道事業は、ユーザー数、供給場所及び契約水量等の変動に大きく左右される事業であることから、将来を見据えた施設配置及び規模（統廃合やダウンサイジング）を十分検討する必要があります。また、現行の基準では、投資可能額を上回る更新需用の試算となるため、維持管理についても、予防保全的な体制を築くことで、施設の長寿命化を推進し、適切な更新基準を定め、経営規模に応じた更新計画をたてる必要があります。

(5) 課題

- ・施設の中でも、建築・電気設備については、概ね耐震性が高いが、土木構造物は、全体的に耐震性が低い。特に、配水池の老朽化が著しく耐震性が不足しており、管路の耐震化率については、10.3%と低いため、対策が急務となっている。
- ・配水池が低地に立地していることから、下流側の配水圧が十分確保できていないところがあり、更新に合わせ、新配水池の配置検討が必要である。
- ・垣生浄水場の更新財源には、「松山市工業用水道事業建設改良基金」を充当することとしているが、その他の更新については、内部留保資金等で賄うしかなく、十分な財源を確保できていない。

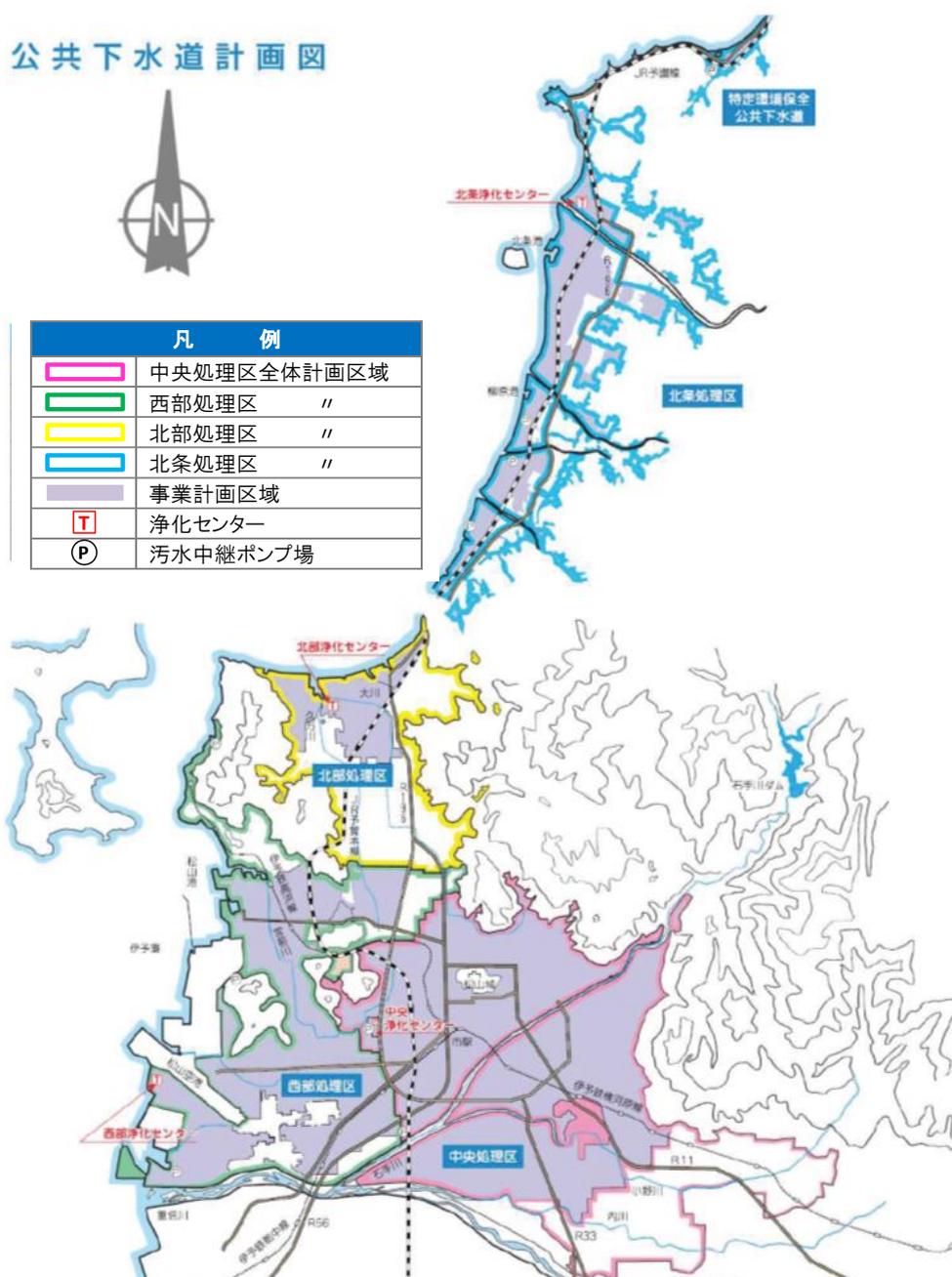
エ 下水道事業

(1) 保有する施設量

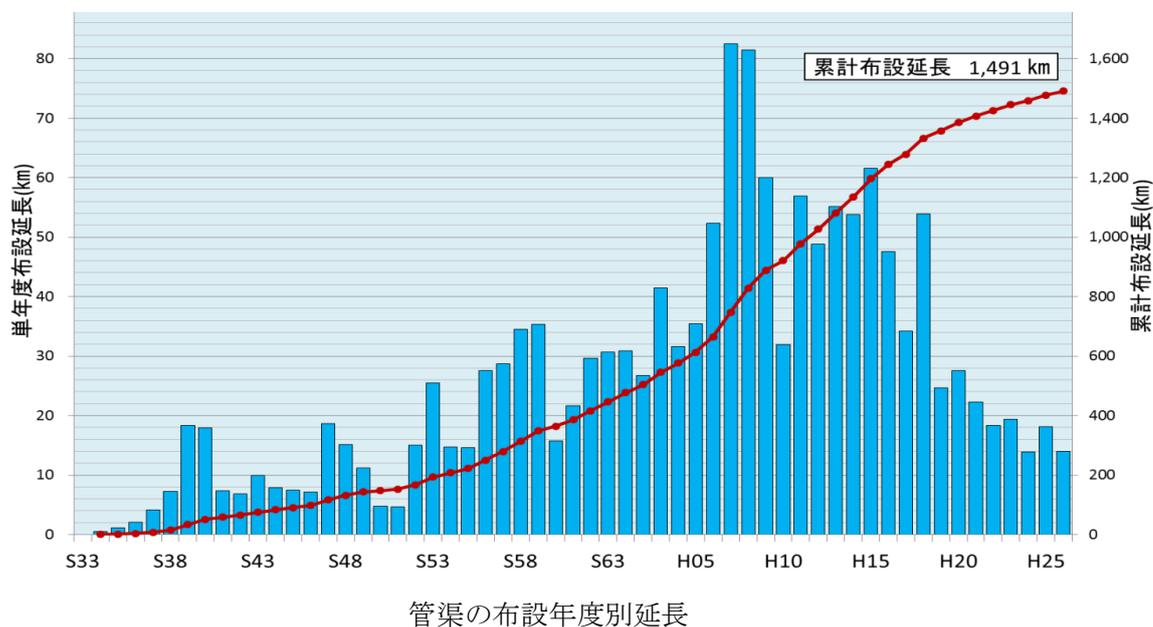
種別	施設数	種別	延長
管渠延長	1,501.8km	汚水管	1,050.7km
終末処理場	4箇所	雨水管	322.8km
汚水ポンプ場	6箇所	合流管	128.3km
雨水ポンプ場	16箇所	合計	1,501.8km

(平成27年度末時点)

公共下水道計画図



(2) 年次別整備状況



(3) 財源の見込み

下水道使用料は、普及拡大に伴い一時増加する予定であるが、その後は人口減少等により、徐々に減少傾向となる見通しである。

改築更新にあたっては、有利な財源（国庫補助金）を最大限活用することとし、企業債については、経営戦略の施策を講じ、財務面での安全性を重要視しながら、将来世代へ負担を先送りしないよう抑制に努めていく。

(4) 更新費用の試算

経営戦略の更新費用の試算では、将来、多額の更新事業費が必要となる見通しであるため、ストックマネジメントの取組を進め、施設の重要度や影響度などによって、修繕及び点検の優先順位付けを行い事業費の平準化を図る。

(5) 課題

管渠や処理場などの下水道事業の資産規模は膨大であるため、改築更新費の平準化が課題となっていることに加え、人口減少を考慮した施設規模の見直しを行うなど、投資と財源のバランスを考慮した計画的な改築更新が必要となっている。

第3章 公共施設等の管理に関する基本的な方針

1. 基本理念及び基本的な方針

本市では、既に基本方針を策定し老朽化対策を推進していることから、基本方針の取組理念及び取組方針を総合管理計画における基本理念及び基本的な方針として引き継ぎます。

【基本理念】

経営的視点から公共施設の「量」・「質」・「コスト」の見直しを図り、安全で安心な公共施設を提供する。

【基本的な方針】

- 方針1 施設保有量の最適化
- 方針2 計画的な保全による長寿命化の推進
- 方針3 市民ニーズに対応した資産活用

【方針1】施設保有量の最適化

厳しい財政状況、今後の人口減少や少子高齢化の進行、市民ニーズの変化等を踏まえて適切な施設保有量の検討を行います。

具体的な方針として公共建築物については、公共施設再編成計画に基づき「50年間で20%の施設総量の削減」に努めます。また、インフラ施設については、市民生活に密接に関係することから、中長期的に経営的視点から施設保有量の最適化に努めます。

【方針2】計画的な保全による長寿命化の推進

これまでの公共施設等における維持管理方法は、何か支障が発生した場合に対応する「事後保全型」が主でしたが、中長期的な視点から計画的な保全を推進する「予防保全型」の維持管理方法も取り入れ、財政負担軽減と維持管理費用の平準化、更には公共施設等の安全性を確保しながら可能な限り長寿命化を図ります。

【方針3】市民ニーズに対応した資産活用

人口構造や社会経済情勢の変化などによる市民や事業者ニーズの変化、さらに防災対応や、環境に配慮した取組など臨機応変に対応するため、施設の分析結果から今後の方向性について検討し、地域のニーズや利用状況等を考慮した有効活用を行います。

また、ハードである施設とソフトであるサービスを分離して考え、社会状況の変化や地域特性に応じた適切な公共サービスの確保を目指します。

2. 管理に関する基本的な考え方

三つの基本的な方針に基づき、次世代へ負担をかけずにサービス水準を確保していくための管理に関する基本的な考え方を設定します。なお、施設類型ごとの基本的な考え方は、32～34ページに示しています。

(1) 点検・診断等による安全性の確保について

本市では、既に「公共施設維持管理マニュアル」を作成し、定期的に職員による点検を行い、問題点や課題箇所の早期発見に努めています。また、建築基準法や消防法等に基づき、建物の用途や規模に応じた設備類の点検（法定点検）を実施しています。今後も引き続き点検等の実施により支障箇所の早期発見に努め、緊急度に応じた対策を適切に施すことにより、施設の安全維持に努めます。

なお、点検の結果から安全性が疑われる場合は、立ち入り禁止措置、施設閉鎖措置等を直ちに行うとともに、周知や注意喚起措置も行います。

(2) 維持管理・修繕・設備更新及び長寿命化の実施方針

計画的な保全による長寿命化を推進するため、予防保全型の維持管理方法を採用し、施設にかかるトータルコストの縮減を目指していきます。ただし、全ての施設を対象とした予防保全は、経費が莫大に必要となることから、施設規模や重要度、費用対効果などを総合的に判断した上で予防保全と事後保全との組合せにより長寿命化を図ります。

また、限りある財源を効果的に使用するため、施設の劣化状況や重要度等の情報から、全庁的・総合的な視点での優先順位に応じて更新や修繕を実施します。

(3) 施設更新及び統合や廃止の推進方針

地元管理施設、民間にすべて委託している施設、民間に貸付して事業を行っている施設は譲与を検討します。さらに施設更新や大規模改修時には、施設とそこで行っている事業を分割し、改めて施設の必要性について検討を行い、単独で施設を設置する必要性が低い場合は、周辺に存在する施設との複合化を検討します。

さらに、公共施設等の整備時には、PFI事業など積極的に民間活力の導入を図りながら、多様化する市民ニーズに対応します。

(4) 耐震化の実施方針

公共施設は通常の利用に加えて、災害時には避難所として人々の安全安心を支える役割も担っていることから、引き続き必要な整備・改修を行います。

インフラ施設は、災害時においても必要な機能を適切に確保する必要があるため、順次耐震化を行っているところであり、今後も進めていきます。

(5) PPP/PFIの活用を検討について

今後の公共施設は、ハードである施設とソフトであるサービスを分離して考え、社会状況の変化や地域の特性に応じて必要な公共施設や公共サービスを検討することになります。

そこで、これまでの公設公営の考え方から、市民や民間事業者との協働による手法も取り入れ、サービス水準の維持・向上に努めます。

また、施設整備や改修時には、PFI事業等、民間の経営ノウハウや技術力、資金を活用した官民協働事業の可能性について検討を行います。

(6) 県や市町との連携など広域的視野をもった検討について

広域化は、整備や運営に係る負担の軽減や、稼働率の向上を図ることができますが、複数の団体間での調整事項となるため実現までに時間を要することから、協議会等を通じて情報交換を行うなど検討していきます。

(7) ユニバーサルデザイン化の推進について

公共施設等の改修・更新にあわせて、移動経路の段差解消やトイレ環境の整備などのユニバーサルデザイン化に取り組みます。

(8) 脱炭素化の推進について

第6期松山市役所温暖化対策実行計画（令和5年2月策定）に基づき、公共施設等の改修や整備を行う際には、先進的な建築設計や高効率な設備の導入によるZEB仕様の検討や、LED照明等の省エネ性能の優れた機器・資材の導入による消費エネルギーの省力化など、公共施設等の脱炭素化に向けた取り組みを推進します。

施設類型別の管理に関する基本的な考え方

		公共施設	市道（道路）	市道（道路橋）	市道（トンネル）	市道（大型カルバート）
（１）点検・診断等による安全性の確保	点検・診断等の実施方針について	「公共施設維持管理マニュアル」により支障箇所の早期発見に努める。	幹線道路の定期点検に関しては５年に１度実施するものとする。また、点検方法についても路面性状車等を使用した点検を基本とし、健全度把握は路線毎に行う。	定期点検に関しては５年に１度実施するものとする。また、点検方法についても点検車等も使用しながら近接調査を基本にした点検を実施し、健全度把握は橋梁毎・径間毎・部材毎に行う。	定期点検に関しては５年に１度実施するものとする。また、点検方法についても点検車等も使用するなど近接調査を基本にした点検を実施し、健全度把握は主要部材毎に行い全体評価も行う。	定期点検に関しては５年に１度実施するものとする。また、点検方法についても点検車等も使用するなど近接調査を基本にした点検を実施し、健全度把握は主要部材毎に行い全体評価も行う。
	安全確保の実施方針について		５年に１度実施する定期点検や普段の道路パトロールなどで支障が生じていることが判明し、人的被害等が懸念される状態である場合は、通行制限など適切な対応を行う。	５年に１度実施する定期点検や普段の道路パトロールなどで支障が生じていることが判明し、人的被害等が懸念される状態である場合は、通行制限など適切な対応を行う。	５年に１度実施する定期点検や普段の道路パトロールなどで支障が生じていることが判明し、人的被害等が懸念される状態である場合は、通行制限など適切な対応を行う。	５年に１度実施する定期点検や普段の道路パトロールなどで支障が生じていることが判明し、人的被害等が懸念される状態である場合は、通行制限など適切な対応を行う。
（２）維持管理・修繕・設備更新及び長寿命化の実施方針	維持管理・修繕・更新等の実施方針について	施設更新時や建替時には、施設量を削減する。 （５０年間で２０％の施設総量の削減）	幹線道路に関しては別途策定の「松山市道路道路機能保全計画」に基づき、損傷が激しくなってから修繕または更新を行うこれまでの事後保全的な対応から、計画的かつ予防的な対応に転換し、道路の長寿命化及び維持管理コスト縮減と平準化を図りながら維持管理・修繕・更新等を実施する。 なお、生活道路に関しては普段の道路パトロールを計画的に実施することで劣化状況を把握し、支障が生じそうな場合は適切な対策を講ずる事後保全的な取り組みで対応する。	別途策定の「松山市道路橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、損傷が激しくなってから修繕または架替えを行うこれまでの事後保全的な対応から、計画的かつ予防的な対応に転換し、道路橋の長寿命化及び維持管理コスト縮減と平準化を図りながら維持管理・修繕・更新等を実施する。	別途策定予定の「（仮称）松山市道路トンネル長寿命化修繕計画」に基づき、損傷が激しくなってから修繕等を行うこれまでの事後保全的な対応から、計画的かつ予防的な対応に転換し、道路トンネルの長寿命化及び維持管理コスト縮減と平準化を図りながら維持管理・修繕・更新等を実施する。	別途策定予定の「（仮称）松山市大型カルバート長寿命化修繕計画」に基づき、損傷が激しくなってから修繕等を行うこれまでの事後保全的な対応から、計画的かつ予防的な対応に転換し、長寿命化及び維持管理コスト縮減と平準化を図りながら維持管理・修繕・更新等を実施する。
	長寿命化の実施方針について	予防保全と事後保全の組合せにより維持管理の最適化を進める。	幹線道路を対象に、損傷が激しくなってから修繕または更新を行うこれまでの事後保全的な対応から、計画的かつ予防的な対応に転換し、長寿命化及び維持管理コスト縮減と平準化を図りながら維持管理・修繕・更新等を実施する。	管理する道路橋梁すべてを対象に、損傷が激しくなってから修繕または架替えを行うこれまでの事後保全的な対応から、計画的かつ予防的な対応に転換し、長寿命化及び維持管理コスト縮減と平準化を図りながら維持管理・修繕・更新等を実施する。	管理する道路トンネルすべてを対象に、損傷が激しくなってから修繕等を行うこれまでの事後保全的な対応から、計画的かつ予防的な対応に転換し、長寿命化及び維持管理コスト縮減と平準化を図りながら維持管理・修繕・更新等を実施する。	管理する大型カルバートすべてを対象に、損傷が激しくなってから修繕等を行うこれまでの事後保全的な対応から、計画的かつ予防的な対応に転換し、道路橋の長寿命化及び維持管理コスト縮減と平準化を図りながら維持管理・修繕・更新等を実施する。
（３）施設更新及び統合や廃止の推進方針	建替等行う場合には周辺施設との複合化を検討する。 コストや利用状況など課題のある施設については、利用者や地域の方と協議し対策を講じてもお改善が見られない場合には、統廃合を検討する。	基本的には、施設の廃止・集約に関しては実施しない。（出来ない。）	施設の廃止・集約に関しては慎重な取り扱いを要するため、基本的には現有施設に関しては架け替えなどの必要が生じた場合に、地元及び関係機関との調整により統合・廃止等について合意形成が図られるものについてのみを対象とする。	市民生活の利便性に直結する基幹的な道路施設であり、施設の廃止等に関しては対象外とする。	市民生活の利便性に直結する基幹的な道路施設であり、施設の廃止等に関しては対象外とする。	
（４）耐震化の実施方針	必要度の高いものから耐震化を順次進めていくが、耐震性のある建物への集約化や複合化なども検討する。	—	緊急輸送道路に架橋されている耐震化未対応の重要橋梁について対策を実施する。	—	—	
（５）PPP/PFI の活用の検討について	建替や改修時には、民間の経営ノウハウや技術力、資金を活用した官民協働事業（PPP）を推進することにより効率的かつ効果的な公共サービスの提供を図る。	今後検討する。	今後検討する。	今後検討する。	今後検討する。	
（６）県や市町との連携など広域的視野をもった検討について	必要に応じて対応する。	愛媛県道路メンテナンス会議（国・県・県内 20 市町で構成）で道路施設の維持管理に関する情報共有などを行っている。	愛媛県道路メンテナンス会議（国・県・県内 20 市町で構成）で道路施設の維持管理に関する情報共有などを行っている。	愛媛県道路メンテナンス会議（国・県・県内 20 市町で構成）で道路施設の維持管理に関する情報共有などを行っている。	愛媛県道路メンテナンス会議（国・県・県内 20 市町で構成）で道路施設の維持管理に関する情報共有などを行っている。	

施設類型別の管理に関する基本的な考え方

		市道（横断歩道橋及び歩道橋）	市道（門型標識）	河川	農業施設	林道	港湾施設
（１）点検・診断等による安全性の確保	点検・診断等の実施方針について	定期点検に関しては5年に1度実施するものとする。また、点検方法についても点検車等も使用しながら近接調査を基本にした点検を実施し、健全度把握は径間毎・部材毎に行う。	定期点検に関しては5年に1度実施するものとする。また、点検方法についても点検車等も使用するなど近接調査を基本にした点検を実施し、健全度把握は主要部材毎に行い全体評価も行う。	年1回、関係課と合同で、必要な箇所を目視点検を職員で実施する。	定期的に日常点検を行うことで、施設の状況を把握し、異常や破損の早期発見に努める。	「林道橋の維持管理について」（平成22年9月30日付け林野庁整備課長通知）等に基づいた点検、定期的な日常点検を行うことで、施設の状況を把握し、異常や破損の早期発見に努める。	一般定期点検診断を5年ごとにを行い、詳細定期点検を供用期間中に最低1回実施する。供用期間延長時についても、補修期間を考慮し、供用期間の10年程度前に実施する。
	安全確保の実施方針について	5年に1度実施する定期点検や普段の道路パトロールなどで支障が生じていることが判明し、人的被害等が懸念される状態である場合は、通行制限など適切な対応を行う。	5年に1度実施する定期点検や普段の道路パトロールなどで支障が生じていることが判明し、人的被害等が懸念される状態である場合は、通行制限など適切な対応を行う。	特殊堤及び、自立型の護岸については、年1回の点検管理を実施する。	各施設の実態に合った安全対策を講じて、周辺住民や管理者の安全を確保する。管理・所有者は、安全施設を設置する責任がある。	施設の実態に合った改良、修繕等の工事を実施し利用者の安全確保を図っていきたい。	点検・診断等により危険度が高いと判断される場合や損傷が著しく安全が確保できない場合には、速やかに安全対策の措置を講じる。
（２）維持管理・修繕・設備更新及び長寿命化の実施方針	維持管理・修繕・更新等の実施方針について	別途策定予定の「松山市横断歩道橋等長寿命化修繕計画」に基づき、損傷が激しくなってから修繕または架替えを行うこれまでの事後保全的な対応から、計画的かつ予防的な対応に転換し、道路橋の長寿命化及び維持管理コスト縮減と平準化を図りながら維持管理・修繕・更新等を実施する。	別途策定予定の「松山市道路付属物長寿命化修繕計画」に基づき、損傷が激しくなってから修繕または架替えを行うこれまでの事後保全的な対応から、計画的かつ予防的な対応に転換し、道路橋の長寿命化及び維持管理コスト縮減と平準化を図りながら維持管理・修繕・更新等を実施する。	点検を行い、必要な箇所が発生した場合、緊急度に応じて対応していく。	草刈り等の維持管理を行うことで、通常の点検では把握できない施設の異状が確認でき、修繕や更新等が必要な場合は、適時適切な補修や対策工事を行う。	施設に係る課題を明らかにし、その解決に向けた取組を迅速かつきめ細かく進めていくことで、点検・診断の結果に基づき適切な補修・更新等を実施する持続可能なメンテナンスサイクルの構築に向けた取組を進める。	施設全般の点検については、日常点検及び定期点検を行うとともに、施設の劣化等がある場合は、詳細調査のうえ性能確保のための診断等を行い緊急補修などにより適切に施設の保全を行う。
	長寿命化の実施方針について	管理する横断歩道橋等すべてを対象に、損傷が激しくなってから修繕または架替えを行うこれまでの事後保全的な対応から、計画的かつ予防的な対応に転換し、長寿命化及び維持管理コスト縮減と平準化を図りながら維持管理・修繕・更新等を実施する。	すべてを対象に、損傷が激しくなってから修繕または架替えを行うこれまでの事後保全的な対応から、計画的かつ予防的な対応に転換し、道路橋の長寿命化及び維持管理コスト縮減と平準化を図りながら維持管理・修繕・更新等を実施する。	国の補助制度が創設されなければ、市単独では、事業実施が非常に困難と思われる。	定期的な点検や維持管理を行い、いち早く異常を察知し、適時適切な修繕や対策工事等を行い、施設の長寿命化につなげる。	定期的な点検や維持管理を行い、いち早く異常を察知し、適時適切な修繕や対策工事等を行い、施設の長寿命化につなげる。	平成26年度に策定した長寿命化計画に基づき、平成33年度を目途に、長寿命化を図る。
（３）施設更新及び統合や廃止の推進方針	施設の廃止・集約に関しては慎重な取り扱いを要するため、基本的には現有施設に関しては施設更新などの必要が生じた場合に、地元及び関係機関との調整により統合・廃止等について合意形成が図られるものについてのみを対象とする。	施設の廃止・集約に関しては慎重な取り扱いを要するため、基本的には現有施設に関しては施設更新などの必要が生じた場合に、関係機関との調整により統合・廃止等について合意形成が図られるものについてのみを対象とする。	—	—	—	—	必要に応じて対応する。
（４）耐震化の実施方針	—	—	準用河川10河川のうち、1河川の最上流区間の橋梁及び矢板護岸については、実施しているが、それ以外は、対象でなかったため実施していない。	一部の施設では、耐震診断調査の結果により、安全性を損なう施設については、耐震化対策を行う。	施設更新時には耐震化を含めた検討を行い実施する。	必要に応じて対応する。	
（５）PPP/PFIの活用について	今後検討する。	今後検討する。	国や他都市の動向を注視しながら、導入の可能性について検討を行う。	—	—	必要に応じて対応する。	
（６）県や市町との連携など広域的視野をもった検討について	愛媛県道路メンテナンス会議（国・県・県内20市町で構成）で道路施設の維持管理に関する情報共有などを行っている。	愛媛県道路メンテナンス会議（国・県・県内20市町で構成）で道路施設の維持管理に関する情報共有などを行っている。	既存組織の「重信川・石手川治水同盟会」を活かし、連携についての検討を行う。	—	林道については市町に連絡する路線もあるため、広域的視野を持って整備等について連携を図っていく。	必要に応じて対応する。	

施設類型別の管理に関する基本的な考え方

		漁港施設	上水道	簡易水道	工業用水道	下水道
(1) 点検・診断等による安全性の確保	点検・診断等の実施方針について	法令等で定められた事項を順守しながら、日常点検を年2回実施することで、異常箇所や損傷部分を早期に発見し、不具合等への適切な対応に努めている。	法令等で定められた事項を順守しながら、定期的な点検等の実施や不具合等への適切な対応に努めている。	法令等に基づき定期的に点検を実施し、老朽度の判定に必要な施設情報の把握や適切な管理に努める。	法令等で定められた事項を順守しながら、定期的な点検等の実施や不具合等への適切な対応に努めている。	定期的に点検・調査を実施して施設の異常や劣化状況を把握するとともに健全度等の評価を行う。
	安全確保の実施方針について	点検・診断等により危険度が高いと判断される場合や、損傷が著しく安全が確保できない場合には、速やかに安全対策の措置を講じる。	3,000 m ³ 未満の配水池について、順次耐震診断を実施し、その結果をもとに耐震化を実施することとしている。また、その他の施設については、必要に応じて機能診断を行い、老朽度等に応じた更新を行う予定としている。	全般的に施設が老朽化しているため施設の故障や水道管からの漏水等により断水が懸念されている。応急給水や応急復旧活動が迅速に実施できるよう異常時の緊急体制の強化を図る。	工業用水道施設を耐震診断した結果、建築構造物及び機械・電気設備については、大半が良好な状態であるが、井戸など土木構造物では構造物と配管の接続部分に可とう管が設置されていないことから耐震性が低いことが判明した。そのため、施設更新時に併せて検討する。	点検・診断等により、高度の危険性が認められるような施設は、事業の優先度を上げ、速やかに対策を実施する。
(2) 維持管理・修繕・設備更新及び長寿命化の実施方針	維持管理・修繕・更新等の実施方針について	施設全般の点検については、定期点検及び日常点検を行うとともに、施設の劣化等がある場合は、詳細調査のうえ性能確保のための診断等を行い、緊急補修などにより適切に施設の保全を行う。	維持管理等については、日頃から適正な点検・修繕による予防保全的な維持管理を行うことで安全性を確保し、経済性も考慮して耐用年数以上の使用に努めている。特に、構造物に比べ耐用年数の短い、機械や電気設備等の更新についても部品等の交換を行いながら、更新時期の分散化に努めている。	各島に分散している簡易水道施設の情報を集中監視するため、遠隔監視装置（Web監視）を設置し維持管理の効率化や異常時における迅速な事故処理に努める。	維持管理等については、日頃から適正な点検・修繕による予防保全的な維持管理を行うことで安全性を確保し、経済性も考慮して耐用年数以上の使用に努めている。特に、構造物に比べ耐用年数の短い、機械や電気設備等の更新についても部品等の交換を行いながら、更新時期の分散化に努めている。	ライフサイクルコストの削減を図るため、「事後対応型」から「予防保全型」への転換を図る。
	長寿命化の実施方針	海岸保全施設や漁港施設について、策定した機能保全計画及び長寿命化計画に沿って整備を行い長寿命化を図る。	平成27年3月に水道事業のアセットマネジメントの実践報告書を作成し、その中で管路の更新については、法定耐用年数による更新から、本市独自の更新基準を採用した更新需要の試算を行い、導入に向けた準備を行っている。	平成27年3月に水道事業のアセットマネジメントの実践報告書を作成し、その中で管路の更新については、法定耐用年数による更新から、本市独自の更新基準を採用することとしており、簡易水道事業にも反映させる。	各施設において、日々の水運用の中で保守点検を実施し、機器の老朽度や運用上の不具合、事故履歴等を常に整理し、予防保全的な体制を築くことで、施設の長寿命化に繋げていく。	定期的な点検・調査や予防保全型の施設管理を行うことで標準耐用年数の期間を延伸させ、ライフサイクルコスト（LCC）の削減を図るとともに事故等の未然防止に努める。また、長寿命化計画を策定して、計画的に施設の修繕や改築・更新に取り組む。
(3) 施設更新及び統合や廃止の推進方針	必要に応じて対応する。	必要に応じて対応する。	今後の施設更新に合わせて、小規模な配水池の統廃合や配水ブロックの見直し、水圧調整の最適な運用などについて検討していく。	北条地区の5つの簡易水道は、新規水源の見通しが立った段階で、上水道への統合を目指す。（地理的状況や人口等を勘案してハード統合・ソフト統合を検討する。）中島地区簡易水道は、離島であるという立地条件から上水道への統合は不合理であるため、将来に亘り簡易水道事業として経営する。	施設能力及び契約水量に応じた施設にするべく、管路系統の集約や水源の統廃合や予備化を検討し、非常時にも対応できるようなバックアップ機能も確保した更新計画を推進する。	将来のピーク流入水量を予測し、適正な施設規模を把握した後、検討する。
(4) 耐震化の実施方針	必要に応じて対応する。	必要に応じて対応する。	浄水場や主要な配水池については、耐震診断の結果、耐震性が確保されていない水道施設から順次、耐震化工事を実施しており、平成27年度末の浄水施設の耐震化率が87.9%、配水池が60.7%となっている。今後は、平成30年に耐震化率100%を目指して事業に取り組んでいる。	更新時期に併せて、経済的な施設規模を精査して、耐震化に取り組んでいく。	建築構造物や機械・電気設備に比べて、土木構造物の耐震性が低いことから、土木構造物を優先的に耐震化する。その中でも、特に、施設の重要度に応じて順次耐震化を実施し、その他の施設は更新時期に合わせた耐震化を行う。	管渠では、緊急輸送路・主要避難路及び防災拠点となる主要施設を結ぶ道路下の管渠等を重要幹線に位置づけ、耐震化を進める。また、処理場施設では、施設の重要度等に応じて、順次、既存施設の耐震診断や耐震化を進める。
(5) PPP/PFIの活用の検討について	—	—	限られた経営資源でよりきめ細やかなサービスを提供し続けていくためには、積極的に新たな経営手法を導入していく必要がある。これまでも、民間の経営手法であるDBOの導入や、業務の包括的なアウトソーシングに取り組んできたところであり、可能なものについてはさらに推進していく。	老朽化した施設を更新する際に、PPPなどの民間の経営手法の導入や民間事業者が保有する技術やノウハウの活用を検討する。	限られた経営資源でよりきめ細やかなサービスを提供し続けていくためには、積極的に新たな経営手法を導入していく必要がある。これまでも、民間の経営手法であるDBOの導入や、業務の包括的なアウトソーシングに取り組んできたところであり、可能なものについてはさらに推進していく。	他市で資源の有効利用や維持管理分野で活用事例があるため、情報収集を行い、実施可能な事業を検討する。
(6) 県や市町との連携など広域的視野をもった検討について	必要に応じて対応する。	必要に応じて対応する。	水道事業の広域的な連携強化について検討するため、愛媛県が設置した「愛媛県水道事業経営健全化検討会」での協議内容も参考にしながら検討していく。	—	—	「まつやま県域未来共創ビジョン」の中で、周辺自治体の汚水処理や汚泥の共同処理等の調査研究を行う。

3. 施設類型ごとの取組の方向性

(1) 公共施設

公共施設の取組については、同時に策定する再編成計画としますが、その概要は以下のとおりです。

① 削減目標

第2章の中でも示したとおり、今後50年間で必要な更新・改修費用が年平均約98億円の予測に対し、これまでの実績（平成17年以降の普通建設事業費）が年平均約74億円であることから、1年当たり約24億円が不足することになります。

一方、インフラ施設は市民生活や経済活動を支える基盤であり削減が難しく、最低限現状程度の支出が今後も必要となります。

このため、人口減少が進む中で現在の公共サービスを維持し、将来の世代への負担を軽減するためには、必要な機能の維持を優先しながら、施設全体の総量を削減し、維持・保全にかかる財政負担を軽減する必要があります。

そこで、公共施設全体での削減目標を下記のとおり設定しました。

「今後50年間で20%の施設総量の削減」

② 削減に向けての手法

削減目標を達成するためには、施設の更新時等において施設再編を進める必要があります。この施設再編を進める上で考えられる手法は様々ですが、対象施設とそれを取巻く状況を踏まえ、市民との協働により適切な手法を選択します。

分類	手法	内容
施設総量縮減のための手法	他用途への転換	利用が少ない施設を、利用が見込まれる他の用途に転換する。
	複合化・多機能化	複数の異なる機能の施設を1つの施設（建物、同一敷地内）にまとめる。
	集約化	複数の類似する機能の施設を1つにまとめる。
	公民連携	民間の類似する機能との共用化を図るなど公民が連携した取り組みを行う。
	PFI方式	公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用する。
	施設廃止	必要性が低い、或いは他の施設と複合化、集約化等を行って機能が移転された施設を廃止する。
	民間譲渡	公共施設を地域における住民組織や民間企業に譲与する。
	広域連携	周辺の地方公共団体等との相互補完、相互利用等を進める。

分類	手法	内容
コスト削減のための手法	長寿命化	適切な改修等により建物の性能を維持し、施設の寿命を延長する。
	維持管理・運営形態の見直し	維持管理業務の民間委託や、委託方法の変更（複数施設の一括委託や委託期間の長期化等）による効率化や、行政以外でも実施可能なサービスについて、その運営を民間企業や地域へ委ねる。
	IT化	データの一元管理、運用により利便性を向上させる。
	利用者負担の見直し	適切な利用者負担となるよう見直しを図る。
	保有形態の見直し	従来市が所有していた施設を、地域に移譲したり、民間所有の施設を借り上げて公共サービスを実施（民設公営）したりする。

③ 用途別の削減目標及び主な方向性

公共施設の用途・規模・社会的ニーズは様々であり、全ての施設を一律に20%削減することは出来ないため、各用地別に削減目標を設定します。

用途	用途別削減目標	施設割合	主な方向性
貸付施設 未利用施設	100%削減	1%	取壊し
学校	25%以上の削減	44%	複合化 適正規模での更新
庁舎		4%	施設量の削減 複合化
スポーツ施設	20%以上の削減	8%	施設量の削減
福祉施設		2%	一部施設の廃止 施設量の削減
その他の施設		12%	統廃合、複合化
インフラ施設 (清掃施設・下水施設・公園)	13%以上の削減 (休止中施設の取壊し含む)	4%	休止中の施設の取壊し 適正規模での更新
消防施設	最低限5%以上の削減	2%	複合化
市営住宅	最低限5%以上の削減	21%	集約化・民間活用
子育て施設	当面は現状維持	2%	施設量の削減

*将来の人口動態により施設量が左右される施設（学校・子育て・清掃施設等）もあることから定期的に用途別の削減目標は見直すこととします。

(2) インフラ施設

インフラ施設については、安全で快適な市民生活を支える都市基盤として、必要な機能の十分な確保に向けて今後10年間の行動計画を示します。

【市道】

○今後の方向性

道路	定期点検等の結果を基に、松山市道路機能保全計画（個別施設計画）に関しては、適切な時期に改訂を行う。
道路橋梁	定期点検等の結果を基に、松山市道路橋梁長寿命化修繕計画（個別施設計画）に関しては、適切な時期に改訂を行う。
トンネル	平成28年度に実施する定期点検等の結果を基に、平成29年度に（仮称）松山市道路トンネル長寿命化修繕計画（個別施設計画）を策定する。
大型カルバート	定期点検等の結果を基に、（仮称）松山市大型カルバート長寿命化修繕計画（個別施設計画）を策定する。
横断歩道橋及び歩道橋	定期点検等の結果を基に、松山市横断歩道橋等長寿命化修繕計画（個別施設計画）を策定する。
門型標識	定期点検等の結果を基に、松山市道路付属物等長寿命化修繕計画（個別施設計画）を策定する。

○目標

目標	今後10年を目途に健全度判定レベルⅢの道路橋梁を無くす。
目標設定の根拠	国の法律改正により、定期点検に関しては5年に1度近接目視での点検を実施することになっており、過去に遠望目視にて点検を実施した一部橋梁について、健全度判定がレベルⅢ（構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態）と判定される道路橋梁が増えており、それらの修繕・補修対策を優先して実施する必要がある。

○更新時の方向性を検討する施設名及び10年間の行動計画

更新時の方向性を検討する施設名

H28～H37	H38～H47	H48～H57	H58～H67	H68～H77
道路（舗装）・・・幹線道路に関しては、定期的を実施する点検結果等に基づき、計画の見直しを行いながら修繕等を実施。 生活道路に関しては、道路パトロールや地元修繕要望等に基づき修繕等を実施。 道路橋梁・・・定期的を実施する点検結果等に基づき、計画の見直しを行いながら修繕等を実施。 道路トンネル・・・定期的を実施する点検結果等に基づき、計画の見直しを行いながら修繕等を実施。 大型カルバート・・・定期的を実施する点検結果等に基づき、計画の見直しを行いながら修繕等を実施。 横断歩道橋等・・・定期的を実施する点検結果等に基づき、計画の見直しを行いながら修繕等を実施。 門型標識・・・定期的を実施する点検結果等に基づき、計画の見直しを行いながら修繕等を実施。				

行動計画

施設名	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37
道路(舗装)	← 幹線道路(主に2車線以上):松山市道路機能保全計画に沿って修繕、定期点検実施 →									
	← 生活道路:道路パトロールや地元修繕要望等により修繕を実施 →									
道路橋梁	← 松山市道路橋長寿命化修繕計画に沿って修繕、定期点検を実施 →									
道路トンネル	← 定期点検 →									
	← 長寿命化修繕計画策定 →									
大型カルバート	← 定期点検 →									
	← 長寿命化修繕計画策定 →									
横断歩道橋等	← 長寿命化修繕計画策定 →									
門型標識	← 長寿命化修繕計画策定 →									

【河川】

○今後の方向性

耐用年数40年を迎える施設への対応について検討する。

○目標

目標	河川の効率的、効果的な維持・整備
目標設定の根拠	河川は本来自然発生的なものであり、統廃合が難しく、総量縮減の余地は少ない。また、一たび災害が発生すると、市民の生命や財産に甚大な被害をもたらすことから、施設の安全確保は重要な問題である。 このため、今後の財政状況を考慮すると、より効率的、効果的な維持・整備を行う必要がある。

○更新時の方向性を検討する施設名及び10年間の行動計画

更新時の方向性を検討する施設名

H28~H37	H38~H47	H48~H57	H58~H67	H68~H77
三反地川検討 (3.3億円)	長沢川検討 三反地川整備 (11.1億円)	三反地川、長沢川整備 (18.9億円)	三反地川、長沢川整備 (18.9億円)	長沢川整備 (11.1億円)

行動計画

施設名	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37
準用河川改修事業	← 老朽化した河川施設の修繕を計画的・効率的に行うとともに、三反地川の河川整備の検討を行う。 →									

※三反地川の河川整備については、用地買収が困難なため、別途工法等を検討している(R4.3総合管理計画改訂時修正点)。

【農業施設】

○今後の方向性

日常点検や維持管理等を行い、安全性に影響を及ぼす恐れがある場合は、補修や対策工事等を行い、施設の長寿命化を図る。

○更新時の方向性を検討する施設名及び10年間の行動計画

更新時の方向性を検討する施設名

H28～H37	H38～H47	H48～H57	H58～H67	H68～H77
要水防ため池等				

行動計画

施設名	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37
ため池整備事業	←			要水防ため池等を計画的に整備						→
農道改良	←			要望等により修繕を実施						→
農道舗装	←			要望等により修繕を実施						→
農業水利施設(ため池以外)	←			要望等により修繕を実施						→

【林道】

○今後の方向性

日常点検や維持管理等を行い、安全性に影響を及ぼす恐れがある場合は、補修や対策工事等を行い、施設の長寿命化を図る。

○更新時の方向性を検討する施設名及び10年間の行動計画

更新時の方向性を検討する施設名

H28～H37	H38～H47	H48～H57	H58～H67	H68～H77
橋梁(林道施設)	橋梁(林道施設)			

行動計画

施設名	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37
橋梁	←			点検・診断結果により計画的に整備						→
林道改良	←			要望等により修繕を実施						→
林道舗装	←			要望等により修繕を実施						→

【港湾施設】

○今後の方向性

施設の定期的な調査や点検で判明した修繕箇所を計画的に補修するとともに、劣化状況や今後の劣化予測を見極めながら、長寿命化計画を策定し、計画的な長寿命化を図る。

○更新時の方向性を検討する施設名及び10年間の行動計画

更新時の方向性を検討する施設名

H28～H37	H38～H47	H48～H57	H58～H67	H68～H77
堀江港 西中港				

行動計画

施設名	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37
堀江港 浮棧橋	← 長寿命化計画に沿って修繕 →									
堀江港 1号物揚場		← 長寿命化計画に沿って修繕 →								
西中港 A船揚場				← 長寿命化計画に沿って修繕 →						
西中港 A防波堤				← 長寿命化計画に沿って修繕 →						
西中港 B護岸				← 長寿命化計画に沿って修繕 →						
西中港 1号樋門				← 長寿命化計画に沿って修繕 →						
西中港 2号護岸				← 長寿命化計画に沿って修繕 →						

※R2に点検し、堀江港、西中港は計画期間内の修繕必要なし(R4.3総合管理計画改訂時修正点)。

【漁港施設】

○今後の方向性

施設の定期的な調査や点検で判明した修繕箇所を計画的に補修するとともに、劣化状況や今後の劣化予測を見極めながら、機能保全計画（長寿命化計画）を策定し、計画的に長寿命化を図る。

○更新時の方向性を検討する施設名及び10年間の行動計画

更新時の方向性を検討する施設名

H28～H37	H38～H47	H48～H57	H58～H67	H68～H77
海岸保全施設 … H31までに長寿命化計画を作成し、施設の老朽化及び重要度により、H32から概ね5か年の計画を策定し、修繕を実施する予定。				
漁港施設 … 機能保全計画を作成し、機能保全計画に沿って、概ね5か年での計画を策定し、修繕を実施。				

行動計画

施設名	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	
海岸保全施設	長寿命化計画 (予防保全)	← 長寿命化計画に沿って修繕 →									
	長寿命化計画以外 (事後保全)	← 点検で判明した損傷箇所や修繕要望等により修繕を実施 →									
漁港施設	機能保全計画 (予防保全)	← 機能保全計画に沿って修繕 →									
	機能保全計画以外 (事後保全)	← 点検で判明した損傷箇所や修繕要望等により修繕を実施 →									

【上水道事業】

○今後の方向性

将来の人口減少社会を見据える中で、既存水道施設の更新にあわせた施設規模の見直しや統廃合による維持管理コストの削減に取り組んでいく。

○目標

目標	地震などの災害に強い水道の構築
目標設定の根拠	地震などの災害時においても、飲料用だけでなく、命を守るさまざまな活動のために必要である水道水は確保されていなければならない。可能な限り南海トラフ巨大地震等にも耐えられる施設にするとともに、災害時における対応能力を向上させることで、地震などの災害に強い水道を構築する。

○更新時の方向性を検討する施設名及び10年間の行動計画

更新時の方向性を検討する施設名

	H28~H37	H38~H47	H48~H57	H58~H67	H68~H77
浄水場・配水池の耐震化	→ 浄水場及び主要な配水池の耐震化				
浄水場の更新		← 垣生浄水場の更新	← 竹原浄水場の更新	← 市之井手浄水場の更新	← かきつばた浄水場の更新 ← 高井神田浄水場の更新
基幹管路の耐震化	→ 第1期 導水管の耐震化	← 第2期 基幹管路の耐震化適合率75%	← 第3期 配水管の耐震化	← 第4期 基幹管路の耐震化完了	

行動計画

種別	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37
浄水場の耐震化	→	竹原浄水場の耐震化								
配水池の耐震化		→	鷹子第1配水池、鷹子第2配水池A 東野配水池、平田配水池、総合公園配水池の耐震化							
基幹管路の耐震化		→	第1期 導水管の耐震化(送水管、配水本管の耐震化も並行して進める。)						←	第2期 基幹管路の耐震化適合率75%を目指す。

【簡易水道事業】

○今後の方向性

定期的な点検や機能診断等に基づき、計画的に修繕や更新を実施して、より効率的な維持管理を行い、安定供給を確保していく。

○目標

目標	安全で安心できる水の安定供給
目標設定の根拠	簡易水道事業は、島しょ部等の地理的要因があり、給水人口の減少や点在する施設の老朽化等の課題を抱え、さらには災害に強い施設の構築も求められている。限られた財源で最大限の効果を生むためには、効率的な水運用や維持管理方法、更新時には施設規模の見直しや集約などを十分に検討し、水の安定供給を確保していく。

○更新時の方向性を検討する施設名及び10年間の行動計画

更新時の方向性を検討する施設名

	H28~H37	H38~H47	H48~H57	H58~H67	H68~H77
中島地区簡易水道 施設の更新計画	施設の更新計画、更新				
中島地区簡易水道 管路の更新計画	管路の更新計画、更新				

行動計画

種別	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37
中島簡易水道 施設の更新計画	施設更新計画									
	(遠隔監視装置の設置)		更新事業(不要施設の整理等)							
中島簡易水道 管路の更新計画	管路更新計画									
				更新事業						

【工業用水道事業】

○今後の方向性

工業用水道の水源地や配水池など一部の施設では老朽化が著しく、更新に併せ耐震化することが急務となっているが、現存するものをそのまま更新するのではなく、時代に応じた必要最小限の施設規模及び効率的な運用となる施設配置など、低コストで最大の効果を得られる施設の構築が求められている。

今後は施設の重要度によって更新と耐震化及び長寿命化を総合的に考慮した整備計画

を、その時々的情勢に応じて迅速に対応できるよう、数通りの計画について検討しておく必要がある。

○目標

目標	効率的な施設の規模及び配置
目標設定の根拠	工業用水道事業は、施設の更新及び維持管理費用が高むとそのままユーザーの水道料金に反映されるため、財源見込みと施設の更新等のバランスを保ちながら、適切に運営していく必要がある。そのため、施設の更新にあたっては、今後さらに効率的な水運用となるよう施設規模及び配置を検討し、また、水系統については、集約化を行うことで経済的な水運用が行えるよう施設整備を計画する。

○更新時の方向性を検討する施設名及び10年間の行動計画

更新時の方向性を検討する施設名

給水能力及び契約水量の変更に併せ、施設のダウンサイジングも視野に検討する。

名称	第1期(H28~H37)	第2期(H38~H47)	第3期(H48~)
取水施設			
導水施設			
浄水施設			
送水施設			
配水施設			

行動計画

種別	施設名	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37
取水施設	水源地、集水管			設計	設計 更新工事						
導水施設	導水管										
浄水施設	浄水場施設										
送水施設	送水管等	設計 更新工事									
配水施設	配水池、配水管		用地購入	設計	設計 更新工事						

※平成30年度に策定する経営戦略にあわせて、適宜整備計画の見直しを図る。

【下水道施設】

○今後の方向性

今後、下水道施設の老朽化が進むため、維持管理・改築更新費等の平準化が必要である。そうしたことから、中長期的な改築需要量見込みの検討や施設の点検結果等の反映が可能なストックマネジメントシステムを導入し、限られた財源の中で計画的かつ効率的な施設管理を行う。

○目標

稼働率等の状況から現在の施設規模は適切であると考えられるが、今後、人口減少や節水機器の普及等に伴う水量減少が見込まれるため、適宜検討を行っていく。

○更新時の方向性を検討する施設名及び10年間の行動計画

更新時の方向性を検討する施設名

H28～H37	H38～H47	H48～H57	H58～H67	H68～H77
・下水道管渠	下水道管渠(新設) … 地域特性を考慮しながら、整備計画に基づき実施			
・下水道処理場	下水道管渠(既設) … 点検調査結果に基づき、更新あるいは修繕を実施			
・ポンプ場	下水道処理場及びポンプ場、その他施設(新設) … 計画的に整備			
・その他施設	下水道処理場及びポンプ場、その他施設(既設) … 点検調査結果に基づき、更新あるいは修繕を実施			

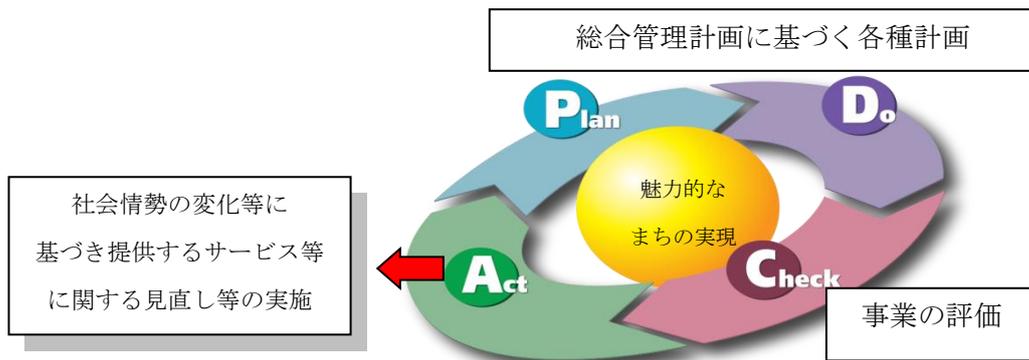
行動計画

		H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	
下水道管渠 下水道処理場 ポンプ場 その他施設 (新設)		『ストックマネジメントシステム』の導入 H29～31年度(予定) ※既存施設のデータベース化含む。					計画的に整備					
							点検調査結果に基づき、更新あるいは修繕を実施					
下水道管渠 (既設)	長寿命化計画(予防保全)						パトロールや要望等により更新あるいは修繕を実施					
	長寿命化計画以外(事後対応)						点検調査結果に基づき、更新あるいは修繕を実施					
下水道処理場 その他施設 ポンプ (既設)	長寿命化計画(予防保全)						故障・不具合が発生した箇所の修繕を実施					
	長寿命化計画以外(事後対応)											

第4章 計画の推進について

1. フォローアップ

本計画は、平成37年度のまでの10年間を計画期間としますが、策定後5年目が完了する時点で、中間評価として当該期に実施した内容を評価（Check）し、必要に応じて改善計画を策定（Action）、残り5年間の計画に反映（Plan）します。さらに、国の制度変更や社会環境の変化など生じた場合には、必要に応じて見直します。



2. 取組体制について

これまで、公共施設やインフラ施設の改修や維持管理については、それぞれの分野で個別の取組が進められてきました。しかし、厳しい財政状況の中、今後老朽化する施設が増加することから、全庁的な視点から優先的に行う取組の判断が必要となります。そこで、管財課を中心に施設所管課と連携・協力しながら進捗管理を行い、全庁的な観点から総合管理計画を推進します。

3. 固定資産台帳の活用

本市では、総務省から要請のあった統一的な基準による財務書類作成に向け、現在固定資産台帳の整備を行っています。この固定資産台帳は、所有する全ての固定資産について、取得価額や耐用年数等のデータを網羅的に記載したものであり、この台帳に施設利用率や過去の修繕履歴などの情報を加えると、資産情報の一元化が可能となります。

これにより施設類型別や個別施設ごとのコスト情報の把握が可能となることから、統廃合や複合化など今後の方向性を検討する参考資料として活用していきます。

4. 市民との協働

公共施設やインフラ施設にかかる課題への対応については、市民と協働しながら取組を進めていきます。このため施設に関する情報について広報誌やホームページなどにおいて適宜公表し情報を共有します。

第5章 有形固定資産減価償却率の推移及び 維持管理・更新等に係る経費の見込み

1. 有形固定資産減価償却率の推移

有形固定資産減価償却率は、有形固定資産のうち償却資産の取得価格等に対する減価償却累計額の割合から、耐用年数に対して資産の取得からどの程度経過しているかを全体として把握することができる指標です。

指標の値は類似団体平均よりも低いものの、5割を超えている状況にあるため、今後計画的な老朽化対策が必要となってきます。

決算年度	有形固定資産減価償却率	類似団体平均値
H29	56.2%	60.0%
H30	56.3%	61.1%
R元	58.1%	61.7%
R2	59.6%	—

※有形固定資産減価償却率＝減価償却累計額÷（有形固定資産合計－土地等の非償却資産＋減価償却累計額）

※「松山市財務書類」及び総務省がとりまとめた「財政状況資料集」の値を転記。

2. 今後10年間の維持管理・更新等に係る経費の見込み

今後10年間の改修・更新等に係る経費の見込みを各会計や各施設類型に区分して試算しています。

今後の財政状況等も踏まえつつ、施設保有の最適化や計画的な維持保全等に取り組んでいきます。

※各計画の策定年次が異なるため、各会計、各施設類型で経費の試算結果が異なっている。

【公共施設（一般会計）】

（百万円）

期間 (年度)	施設 類型	維持管理 ・修繕 (①)	改修 (②)	更新等 (③)	合計 (④) (①+②+③)	財源 見込み	耐用年数 経過時に 単純更新 した場合 (⑤)	長寿命化 対策等の 効果額 ⑥ (④-⑤)	現在要し ている経費 (過去3 年平均)
R3 ～ R12	公共施設	7,483	43,899	34,779	86,161 (78,678)	国県費 13,161 地方債 19,062	110,831 (103,348)	▲24,670 (▲24,670)	4,024

※「松山市個別施設計画」で試算した経費の見込みを転記。

※（ ）内は維持管理・修繕を除いた額。

【インフラ施設（一般会計）】

(百万円)

期間 (年度)	施設 類型	維持管理 ・修繕 (①)	改修 (②)	更新等 (③)	合計 (④) (①+②+③)	財源 見込み	耐用年数 経過時に 単純更新 した場合 (⑤)	長寿命化 対策等の 効果額 ⑥ (④-⑤)	現在要し ている経費 (過去3 年平均)
R3 ～ R12	市道	7,147	2,951	200	10,298	国県費 1,284 地方債 1,346	7,616	2,682	714
R5 ～ R14	河川	222	0	0	222	地方債 76	-	-	14
R3 ～ R12	農業施設	2,682	-	-	2,682	-	-	-	268
R4 ～ R13	農業施設 (ため池 整備事業 防災重点 ため池)	2,800	-	-	2,800	-	-	-	-
R3 ～ R12	林道	167	-	-	167	-	-	-	16
H28 ～ R7	港湾施設	17	0	191	208	国県費 88 地方債 86	-	-	54
H28 ～ R7	漁港施設	250	0	998	1,248	国県費 652 地方債 338	3,220	▲1,972	83

※各施設所管課策定の整備等計画で試算した経費の見込みを転記。

【インフラ施設（企業会計）】

(百万円)

期間 (年度)	施設 類型	維持管理 ・修繕 (①)	改修 (②)	更新等 (③)	合計 (④) (①+②+③)	財源 見込み	耐用年数 経過時に 単純更新 した場合 (⑤)	長寿命化 対策等の 効果額 ⑥ (④-⑤)	現在要し ている経費 (過去3 年平均)
R1 ～ R10	上水道 事業	2,898	325	68,822	72,045	地方債 23,800	182,523	▲110,478	7,013
R3 ～ R12	簡易水道 事業	167	0	2,353	2,520	国県費 399 地方債 279	6,291	▲3,771	133
R3 ～ R12	工業用 水道事業	40	0	3,867	3,907	地方債 600	44,291	▲40,384	570
H29 ～ R8	下水道 事業	1,603	28,278	35,683	65,564	国県費 21,255 地方債 36,828	79,141	▲13,577	6,475

※各施設所管課策定の整備等計画で試算した経費の見込みを転記。

【(参考) その他施設 (特別会計法非適用企業)】

(百万円)

期間 (年度)	施設 類型	維持管理 ・修繕 (①)	改修 (②)	更新等 (③)	合計 (④) (①+②+③)	財源 見込み	耐用年数 経過時に 単純更新 した場合 (⑤)	長寿命化 対策等の 効果額 ⑥ (④-⑤)	現在要し ている経費 (過去3 年平均)
R元 ～ R10	市場	1,166	484	0	1,650	地方債 484	-	-	117
R2 ～ R11	道後温泉	243	2,230	0	2,473	地方債 246 国県費 863	-	-	24
R2 ～ R11	松山城	171	0	0	171	-	-	-	17
R2 ～ R11	索道	196	364	0	560	-	-	-	20
R2 ～ R11	船舶運航	107	0	65	172	地方債 65	-	-	11
R3 ～ R12	駐車場	0	182	0	182	地方債 39	-	-	-

※各施設所管課策定の経営戦略で試算した経費の見込みを転記。